





いはさまざまな分野の知識も必要ではないのか。それから、大学の教育自体が多様化しているのに、今でも司法試験との乖離があるのに、これがますます広がっていくのではないか。いろいろな議論をしておりますし、私もそういう議論に賛成であります。

したがいまして、この点につきましては、ここでもう決まつてしまつということはあるいはやむを得ないかもしないけれども、今後、大学の意見をも参照していくだいて、法律選択科目の廃止については検討していただきたい。

基本的に、今回の法律案といふのは、一番最初に申し上げましたように、大幅に法曹人口を増加するための過渡期、第一歩を踏み出した、そういう案でありますから、今後とも、さまざまな形で将来的には千五百人にするという方向で検討をする必要のある案であります。そういう、いわば第一歩、過渡期の案として、将来的な検討を留保するという形で附帯決議をしていただければありがたいというふうに思つ次第であります。

予定された十五分が過ぎてしまつまして、大体なくなりましたので、三枚目に書いてあります今後の千五百人程度への増員に伴う問題、それから法曹資格取得後の研修の充実についての問題、これは合意が、法曹三者で今後こうすることを検討するんだ、協議をするんだということを付加したことではございませんので、時間の都合で最後のところは省略させていただきたいと思つています。

これで私の意見を終わります。(拍手)

○ 笹川委員長

ありがとうございました。

次に、若林参考人にお願いいたします。

○ 若林参考人 N.H.K解説委員の若林です。

本日は、こういう機会を与えていただきまして、大変感謝をしております。私は、N.H.Kで解説委員として司法問題を主として担当し、また労働問題も担当しております。本日申し上げるのは、N.H.Kとしての見解というようなことでは当然ございませんで、私個人

の私的な意見ということでお聞きいただきたいと、いうふうに思ひます。もちろん、現在の状況認識、今どういう事態に仕方ないわけありますけれども、司法基盤の整備が極めておくれている。今後の日本の社会にとってここをいかに充実させるかということは非常に重要な政治課題であろうと思いますし、その一步を今踏み出そうとしている時期に当たつて、こういった法曹養成の問題が具体的な問題として出てきているのだろうというふうに思うわけです。

私は、司法担当の解説委員、ジャーナリストと、いうような形で、法曹三者に比較的近いところからこれまでの一連の経過を見てまいりました。そこでいろいろ感じるところがありましたので、その点について、どちらかといえばジャーナリストというより国民の一人として、法曹三者ではない、部外者の目からどのように見えるかという立場からお話をしたいという立場からお話をしたいというふうに思ひます。

まず、結論から申し上げますと、今回の改革案については、幾つか問題はござりますけれども、しかし法曹三者が知恵を絞つて、そして難産法曹資格取得後の研修の充実についての問題、これは合意が、法曹三者で今後こうすることを検討するんだ、協議をするんだということを付加したことではございませんので、時間の都合で最後のところは省略させていただきたいと思つています。

ただ、もう手を挙げて賛成できるかというと、幾つか問題がありますので、その点についてはまた後で詳しく申し上げたいと思います。

内容について入ります前に、今回の三者合意といふものについてどういうふうに考えたらいいのかということを私の感じで申し上げます。

三者協のルールというのは既に二十数年の歴史を持つてゐるわけでありますけれども、こうしたルールが確立しているということは、司法権の独立といふことからいえば非常に重要なことであります。それが、人口をふやすと競争がふえる。そうすると、弁護士さんが、人権擁護活動といった錢にならない仕事をしなくなつて、金もうけばかりに走つてしまつから、したがつて日本人の人権が守れないといった議論が行われたこともありました。それは、人口をふやすと競争がふえる。そうすると、弁護士さんが、人権擁護活動といった錢にならない仕事をしなくなつて、金もうけばかりに走つてしまつから、したがつて日本人の人権が守れなくなるのだ。こういった議論が堂々と行われたりしたわけですね。そのときに私も、あるいは私と同じような立場にいます新聞社の論説委員などが口をそろえて言つたのは、そんな人権だったら守つてほしくない、こういうことだったわけ

でいつているということについては私は尊重すべき慣行であろうというふうに思つてゐるわけです。

しかし、その一方で、国民の側から見てみますと、これは法曹三者だけで話をしていく問題なとかというようなことがあるということも事実であります。

例えば、どのようなサービスをどのくらいの程度供給するのかということで、その問題について、それを供給する側が決めていくということについてはやはり大いに疑問を感じざるを得ないわけです。改革協のときには数論というものが大変議論になりました。そして、今回は修習期間の期間論といふところでいろいろな議論が行われたわけです。しかし、結局それは、どの程度の量のサービスを、どういった質のサービスを提供していくかということと密接に関係するわけですから、これを三者だけで決める問題だといふに言われてしまうと、どうもちょっと違うのではないかというふうな気がします。

また、日弁連内部の議論を聞いておりまして、三回の臨時総会に私は全部出て、議論の中身をみんな聞きましたけれども、そこで語られていることというのは、やはり、一つの村のうでのしょでありますから、今回の改革についてはこの線で進めていくべきことであらうというふうに思つてます。

ただ、もう手を挙げて賛成できるかというと、三回の臨時総会に私は全部出て、議論の中身をみんな聞きましたけれども、そこで語られていることというのは、やはり、一つの村のうでのしょでありますから、今回の改革についてはこの線で進めていくべきことであらうというふうに思つてます。

さて、法案の中身について少し申し上げてみたいため申しますが、まず、修習期間の一年半への短縮問題です。

正直申しまして、二年がいいのか一年半がいいのか、部外にいる者から見るとよくわからないのですが、これは、長ければ長い方がいいという議論になりますと、いや、そんなのんびり旅行に行くというような暇があつて、それにその間も給料もやつていいのか、こういうふうな議論になつてきますと、いや、そんなのんびりやる必要もないのじやないかとかいろいろな言い方があるのだろうと思うのです。そこで行われていることが、どういったことが行われていて、それが、詰めていくと、一年半でできるのかできないのか、というようなことが、余りよくわかりません。ですから、一年半がいいのが二年がいいのか、それについて答えると言われても、なかなかまともな回答は出せないのです。

ただ、いろいろな皆さんの話を聞いておりますと、今研修自体が非常にテクニカルな部分に入り過ぎていて、一種の迷路の中に迷い込んでいるのではないかという話はよく聞きます。そういう目で見てみると、確かにそうだらうというよう気がします。そこを整理していくと少し時間がかかります。そこで見てみると、確かにそうだらうというよ

うな気がします。そこでそれを整理していくと、少しうまく見えてくるのです。そこで見てみると、確かにそうだらうというよ

うな気がします。そこでそれを整理していくと、少しうまく見えてくるのです。そこで見てみると、確かにそうだらうというよ



いうようなお話をあつたというふうに思います。

私、さらに一步ちょっと踏み込んで、これが前

提の中で、法曹人口の増員とともに今後の課題で

あります。裁判官や検察官の増員も当然必要になつてくるわけでありますし、国民の目から見

て、この増員によつていかに裁判手続等がスムー

スに早くどの程度できるのかどうか、あるいは実

際身近にどの程度活用といいますか相談ができる

のかどうかというか、目に見える形で、この法改

正がこれだけ実体的な成果、効果が上がつていく

ということがまだまだちよつとわからない、見え

ない部分があるのではないかというふうに思いま

す。

その辺での司法基盤の整備、というのが当然必要

だと思いますし、その辺を同時にこれからどんな

ふうな形で計画を考えていったらいいか、その辺

のお考えについてお二人からそれぞれお聞きした

いと存じます。

○吉村参考人 どうも御質問ありがとうございます。

した。私が先ほど省略いたしました一番最後の問

題にお触れいただきましてありがたいと思いま

す。

私は、先ほど申し上げましたように、今回の法

律は過渡期である、第一歩であるというふうに位

置づけておりますので、基本的には今後とも法曹

人口を増加すべきである、合意の内容である千五

百名に増加するについてのさまざまな条件整備と

いうのも十分に行うべきだというふうに考えて

おります。

最後の三ページのところで指摘しておりますけ

れども、この合意内容とされている法的ニーズに

関連する諸制度の整備状況であるとか法曹三者の

人口の充実状況であるとか、こういう問題はせ

ひ、他律的に法曹三者が待つというのではなく

て、むしろ法曹三者が協力し合つてそういう状況

を実現していくよつて努力していただきたいとい

うふうに思うわけでありまして、例えば法律扶助

制度については既に三者で努力されておりまして

少しずつ実現に向かっているわけですが、裁判所や

検察官のポストの増加、これも非常に重要なと思

います。

御存じのように、裁判所の現状というのは非常

に忙しい。裁判官が一人二百件から三百件ぐらい

四十件の新件を受理されてしまうわけですから、毎

日一件以上の事件を処理しなければいかぬ。裁判

官は大変だと思うのですね。私は訴訟法の専門家

ですから裁判官の状況に非常に関心を持つている

わけですから、これはもうかなり長い間そう

いう状況にさらされている。にもかかわらず、裁

判官の定員はふえないという状況にあります。

だから、こういう司法基盤の整備といいます

か、あるいは司法の容量といいますか、こういう

ものをもつと増加しなければ始まらないというふ

うに非常に痛切に感じております。

したがいまして、今おっしゃいましたこの千五

百名を、これも私はもつと長期的には増員すべき

であると考えておりますけれども、そういうこと

を実現するための条件整備というのはぜひ同時並

行的に進めていただきたいというふうに思つてお

る。それでよろしくございますでしょうか。

○若林参考人 今の御質問の中では、例えば裁判官

をふやすと具体的にどういうふうな改善効果が見

られるのか、あるいは今は数が足りないがゆえに

どういう問題が起きているのかといった点で、

ちょっと私が感じていることをお話ししたいと思

うのです。

二百件、三百件という民事の地裁の裁判官は、

特に都会地、東京、大阪あるいは東京の周辺と

いったところは特にひどいようですねけれども、そ

ういった問題が起きていることは事実だろうと思

うのですね。数をふやすと、では今まで二年か

かつたものが一年半になるか、すぐ一年にな

るかというと、必ずしもそういうものではないの

ではないかと思うのです。

ただし、こういうことは言えると思うのです

ね。今、民事裁判で何が問題かといいますと、期

間がかかるというだけではなくて、例えばある問

題が起きたときに、現場を裁判官に見てほしいと

いう要請をしても、まず裁判官は行こうとしませ

ん。そこに行つて、一日つぶれてしまふとい

うことになると、いや、現場は見なくてもわかり

ますということになります。そうしますと、当事

者にしますと、見てくれさえすればこんなことが

わかるのだということ、それができないということ

とは、結局不満を残して、納得できないまま裁判

が終わる。納得できないからまた高裁に控訴をす

る。東京高裁は今めちゃめちゃに忙しいですから、

恐らく日本の裁判所の中で今東京高裁の民事部が

最も忙しい裁判所だろうと思いまけれども、殺

到する控訴事件を裁くのに四苦八苦しているわけ

ですね。そうしますと、口頭弁論を本当は二回、

三回とやつてじっくり相手の意見を聞いた方がいい

けれども、しかしそういう暇がないから書面だけ

で審理をしていく。

今、日本の裁判官は極めて優秀ですから、それ

でも間違いはないのだ、こういうふうにおつしや

るのですが、間違いないのだとおっしゃるのだけ

れども、しかし当事者からは、裁判所が何をやつ

ているか見えないがゆえに、結論に対

してまた不満があるから上告をする。上告をする

と、今度は最高裁に上告事件の山が築かれて、最

高裁の裁判官は、七十近い方たちが、本当に朝か

ら晩まで書類の山に埋もれて必死に悪戦苦闘され

る、そういう忙しさのスペイラルというのです

か、悪循環に陥つてゐるようなどころがあるのですね。それは何かというと、裁判で納得をしても

らうということですが、目に見えるのが国民に見えて

こないということだろうと思うのです。

裁判官に話を聞きますと、三百件あれば三百件

は私たちにはこなす、百件あつたら百件をこなす

と、決してそうではなくて、大体同じ時間働くと

いうわけですね。そうしますと、やり方が違つて

くるでしょ、例えば集中審理といったものに

時間がかかるようなどともできるだらう、そ

いつた効果があらわれてくる、それが国民の司法への信頼を回復する道だらうといふうに私は思つています。

○下村委員 感謝いたします。私の持ち時

間、十分しかないものですから、もう余り質問もでききないのでですが。

おっしゃつたとおり、私もかねがね不思議に思

うのですけれども、裁判官の方々に、大変にお忙

しいでしょ、から、もうちょっと人員をふやす必

要があるのではないかと、そういう話を申し上げて

も、まあ、皆さん優秀だということになると思

うのですが、いや、ちゃんとこなしていますから

大丈夫です、というふうなことを大体の皆さんが言

われるわけですね。しかし、国民の目から見る

と、忙しいかどうかというのはよくわからなくて

も、もっと早くしてほしい、こうのことについ

ては、一様にみんな感じている部分があると思います

ので、そういう意味では、この辺は第三者的な

機関でやはり問題提起をしていくことが必要では

ないかなというふうに思います。

それから、時間がなくなったのですが、最後

に、若林参考人がおっしゃつた試験の問題で、大

変にテクニカルに今なつております、いかに効

率よく受験勉強をすることによって合格するかと

いうことに走つてゐる部分が、これは司法試験だ

けでなく、もう受験勉強から何から、すべて今そ

ういう部分があるのではないかと思います。その

辺で、そういうテクニックの勉強をしているかも

りませんけれども、司法の担当者として、人間

的にどうするかというものが欠けています。その辺

はこれから課題だと思っています。その後、研修

の中でその部分を、今までなくともよかつた部

分をこれから考えなければいけない、そんな感じ

を持つております。

五時間がかかるで、これで終了させました。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木秀典です。両



の、将来の司法のあり方について検討をするような機関というものがつくるべき時期に来ているのではないかと、うふうに感じております。千五百人問題を数年後に三者協議で話をするという今回の合意ではありますけれども、それはもうその中に取り込むべき時期に来ているのではないかとうふうに私は考へています。

○佐々木(秀)委員 ありがとうございます。

では、吉村先生、法曹人口の増加とともに関連する諸制度の整備を考えなければならぬということをおっしゃっておられるのでしようか。その点、どうでしようか。

○吉村参考人 先ほど申し上げましたように、もちろん法律扶助制度がます必要であるし、これはまもなく具体化するのではないかと、うふうに思います。それ以外にも、この法曹人口に関連する諸制度として、先ほど來問題になつてます司法基盤の整備、司法的な物的、人的設備の拡充、あるいは民間で考へられるでしよう権利保護保険制度とか、さまざまなものが議論されておりまし思ひます。

そして、これについて、今までなかなか法曹二者が具体的にはそういう要望を声にしていない。むしろ協力し合つてそういう要望を出してほしいというふうに私としては思うわけで、それは法曹三者だけではなくて、国民的なパックアップも必要だし、これは、なかなか司法問題というのは国民に理解しにくいのですね。だから、そういう問題があるんだということをひとついろいろな場面で声を上げていただきたい、国会でもぜひそういうものにバックアップしていただきたいというふうに思つております。

○佐々木(秀)委員 両先生とも、法曹の質の問題として、やはり法律の技術的な知識だけではないに、社会の各様相をわきまえるような広い知識で

すとかあるいは感覚ですか、そういうものが必

要だということを強調されておられると思いま

す。私もそうだと思うんですね。法曹なんとい

のは、結局、裁判官にしても検事にしても弁護士

にしても、日常社会の中の人間関係の一番どころどろどろとしたものの中から上がつてくる仕事をやるわけですから、私はいろいろなことがよくわかつて

いる人でいいのだろうと思うのです。

そういう意味では、今の修習の制度それから司法試験の合格者に年齢制限がないものですから、

これは、いろいろな人が研修所で顔を合わせることになりまして、特に、いろいろな長い人生を経て、いろいろな職業経験を含めてやつてこられた

ような方もおられて、若い人なんかはそういう人と話すことによつても目を開かれるなんというこ

ともあるのですね。

そういう意味で私は、年齢制限といふような主張も司法試験にはあるのですけれども、余り賛成

しがたいし、それから、裁判所、検察院などは、できるだけ若い人をうふうな合格者を望んで

いるようですねけれども、これも私は果たしていかがなものかと。

そういうふうなことから、去年は、いわゆる丙案論議といふのが一昨年からあります。それで、私もそういう整備が必要であるといふうに思ひます。

そこで、これについて、今までなかなか法曹二

者が具体的にはそういう要望を声にしていない。むしろ協力し合つてそういう要望を出してほしい

といふうに私としては思うわけで、それは法曹三者だけではなくて、国民的なパックアップも必

要だし、これは、なかなか司法問題というのは國民に理解しにくいのですね。だから、そういう問題があるんだということをひとついろいろな場面で声を上げていただきたい、国会でもぜひそういうものにバックアップしていただきたいといふうに思つております。

○佐々木(秀)委員 両先生とも、法曹の質の問題として、やはり法律の技術的な知識だけではないに、社会の各様相をわきまえるような広い知識で

おっしゃるように、法曹の中にいろいろな人がいるということは私も大賛成でありますから、それを年齢制限というよな形で制限すべきではないだろうううに思います。

要だということを強調されておられると思いま

す。私もそうだと思うんですね。法曹なんとい

のは、結局、裁判官にしても検事にしても弁護士

にしても、日常社会の中の人間関係の一番どころどろどろとしたものの中から上がつてくる仕事をやるわけですから、私はいろいろなことがよくわかつて

いる人でいいのだろうと思うのです。

そういう意味では、今の修習の制度それから司法試験の合格者に年齢制限がないものですから、

これは、いろいろな人が研修所で顔を合わせることになりまして、特に、いろいろな長い人生を経て、いろいろな職業経験を含めてやつてこられた

ような方もおられて、若い人なんかはそういう人と話すことによつても目を開かれるなんといふ

ともあるのですね。

そういう意味で私は、年齢制限といふような主張も司法試験にはあるのですけれども、余り賛成

しがたいし、それから、裁判所、検察院などは、できるだけ若い人をうふうな合格者を望んで

いるようですねけれども、これも私は果たしていかがるものかと。

そういうふうなことから、去年は、いわゆる丙案論議といふのが一昨年からあります。それで、

私は、法曹でもございませんし、大学は法学部に在籍したわけではありませんので、全く素人と

いう立場で、ほかの法曹を経験の先生方から見れば若干稚拙なかもしませんけれども、疑問点について、何点か専門家の御意見を率直に伺いたい

いというふうに思ひます。

まず、今回、ようやく法曹三者の合意に至つて、法曹人口についても一定の結論に至つた。それには伴いまして、司法試験、司法修習の制度の改

正が今度の法案でとられておるわけであります

が、これまで実に、最初の議論が出発したのが、どうも調べてみますと昭和六十三年ころ。十年間いろいろな議論が行わられてきました。

これは、一つには、日本の社会において司法システムというのがどういう役割を果たしていくのか

ということについて意見を開きがあつたといふこと

と、それから、やはりどういった方が司法、法曹として、一番最初の議論の中でも、法曹にふさ

わしい能力と資質を備えた人材をどうやって確保していくかといふうなところから議論が発生しました。このふうに意見書などには書いてあるので

す。そこで、まず吉村先生それから若林先生お二人に、今回いろいろ、司法試験の内容はこういうふうに改めるべきである。あるいは司法修習は改めべきだというのは、やはり法曹にふさわしい能

力を資質を備えた法曹の方をいかにして養成するかと、ということが議論になるのかと思うのです。

そこで、ぜひ両先生のお考へで、法曹にふさわしい能力と資質を備えた人材というのはどういう点なのか、その後、お考へがあれば伺いたいと思います。これは、本当に難関中の難関であります

ので、法律の専門的な知識というのはもう合格者の方は皆さん備えられていることなんだと思います

ですが、多分それ以外の部分で議論があつたことなんじやないのかというふうに思ひますが、その辺についての御見解、それぞれお伺いできれば

いというふうに思ひます。

まず、今回、ようやく法曹三者の合意に至つて、法曹人口についても一定の結論に至つた。それには伴いまして、司法試験、司法修習の制度の改

正が今度の法案でとられておるわけであります

が、これまで実に、最初の議論が出発したのが、どうも調べてみますと昭和六十三年ころ。十年間いろいろな議論が行わられてきました。

これは、一つには、日本の社会において司法シス

テムというのがどういう役割を果たしていくのか

ということについて意見を開きがあつたといふこと

と、それから、やはりどういった方が司法、法

曹として、一番最初の議論の中でも、法曹にふさ

わしい能力と資質を備えた人材をどうやって確保していくかといふうなところから議論が発生しました。このふうに意見書などには書いてあるので

す。そこで、まず吉村先生それから若林先生お二人に、今回いろいろ、司法試験の内容はこういうふうに改めるべきである。あるいは司法修習は改めべきだというのは、やはり法曹にふさわしい能

力を資質を備えた法曹の方をいかにして養成するかと、ということが議論になるのかと思うのです。

そこで、ぜひ両先生のお考へで、法曹にふさわしい能力と資質を備えた人材というのはどういう点なのか、その後、お考へがあれば伺いたいと思ひます。これは、本当に難関中の難関であります

ので、法律の専門的な知識というのはもう合格者の方は皆さん備えられていることなんだと思います

ですが、多分それ以外の部分で議論があつたことなんじやないのかというふうに思ひますが、その辺についての御見解、それぞれお伺いできれば

非常に問題であるというふうに思います。したがいまして、これは私ども法学教育に携わっている者の責任でもあります、と同時に、司法試験をどういうふうに法学教育と直結させるかという非常に基本的な問題でありまして、法曹として法律的な知識が十分に備わっている、法的な思考が十分にできる、そういう準備をしなければならないことはもちろんでそれとも、広くやはり常識あるいは社会的的な知見あるいは教養を備えた、そういう人物でなければならぬ。

そのためにはやはり、何といいますか、最近はすべてのことが能率主義、教育もまた能率的な考えで、修習自体もまたそういう形で期間短縮ということになってきており、やはり少しゆっくりすればならないことはもちろんでそれとも、広くやはり内容の多様化が必要なんだ。現状の内容であれば、仮に法務省や裁判所が言うように一年半に短縮したこととしても、その範囲においての質的な低下というか、その内容が少なくなるということはないのかもしれません、先生はここで、いろいろなニーズが多様化している、そのために対応するための修習内容も多様化する必要があるというふうな御指摘があつたと思います。

そうなると、では二年を一年半にするとそこの部分が対応できないのではないかというようなお話をだつたと思うのですけれども、その辺、こうの多様化していく今の修習内容をどのように、それが改訂というか、変更が最も重要といふふうに思われる点、何か御提案がありましたら、ちょっと付言していただければというふうに思います。

○吉村参考人 どうもありがとうございます。繰り返しになりますが、私は改革協の中ですういう提案をいたしました。二年間の中で一定期間だけ自由修習期間というのを設けて、それは従来の裁判所、検察庁、弁護士会という、あるいは研修所における研修にさらに加えて、何もそこだけが国民の法的ニーズの内容ではなくて、もっと広がって、裁判になつた事件だけではなくて、裁判前の事件あるいは企業における、あるいは官庁における、あるいはさまざまな場面での法的ニーズというものは多様化しているわけですから、そういうふうに思っています。

○上田(勇)委員 両先生方とも、単にふさわしい能力、資質というのは知識の量であるとかそういうものだけではなくて幅広い考え方などいうふうな御意見だというふうに承りました。次に、吉村先生にお伺いしたいのですが、先ほどのお話を中で、司法修習期間の短縮についてお話をございました。これまでの当委員会での質疑の中で、法務省も裁判所の方も、二年を一年半に短縮することによって内容の質的低下はない、それは大丈夫だというふうに答弁をいただいているのですけれども、ここで先生、大変貴重な御指摘があつたと思います。先生の方から、これからはり内容の多様化が必要なんだ。現状の内容であります。仮に法務省や裁判所が言うように一年半に短縮したこととしても、その範囲においての質的な低下というか、その内容が少なくなるということはないのかもしれません、先生はここで、いろいろなニーズが多様化している、そのために対応するための修習内容も多様化する必要があるというふうな御指摘があつたと思います。

○吉村参考人 どうもありがとうございます。繰り返しになりますが、私は改革協の中ですういう提案をいたしました。二年間の中で一定期間だけ自由修習期間というのを設けて、それは従来の裁判所、検察庁、弁護士会という、あるいは研修所における研修にさらに加えて、何もそこだけが国民の法的ニーズの内容ではなくて、もっと広がって、裁判になつた事件だけではなくて、裁判前の事件あるいは企業における、あるいは官庁における、あるいはさまざまな場面での法的ニーズというものは多様化しているわけですから、そういうふうに思っています。

○吉村参考人 どうもありがとうございます。繰り返しになりますが、私は改革協の中ですういう提案をいたしました。二年間の中で一定期間だけ自由修習期間というのを設けて、それは従来の裁判所、検察庁、弁護士会という、あるいは研修所における研修にさらに加えて、何もそこだけが国民の法的ニーズの内容ではなくて、もっと広がって、裁判になつた事件だけではなくて、裁判前の事件あるいは企業における、あるいは官庁における、あるいはさまざまな場面での法的ニーズというものは多様化しているわけですから、そういうふうに思っています。

○吉村参考人 どうもありがとうございます。繰り返しになりますが、私は改革協の中ですういう提案をいたしました。二年間の中で一定期間だけ自由修習期間というのを設けて、それは従来の裁判所、検察庁、弁護士会という、あるいは研修所における研修にさらに加えて、何もそこだけが国民の法的ニーズの内容ではなくて、もっと広がって、裁判になつた事件だけではなくて、裁判前の事件あるいは企業における、あるいは官庁における、あるいはさまざま

な企業活動などの面においても法曹に対する需要はかなりふえてくるのだという御意見もございましたし、また、もう一方では、やはり日本の社会というのは、裁判による司法的な解決にはもともとそれほどない部分もあって、ふうに提案をいたしました。そういうふうに考えます。

ドイツの修習制度というのは日本と非常に似ておりまして、やはり二年間なんですが、これは今申上げたような、そういう自由修習期間というのを認めておりまして、かなり自由に、例えばドイツの修習生が日本の法律事務所、涉外法律事務所に一定期間だけ来てそこで研修する、それが研修の内容として認められておる、そういう非常に柔軟な修習制度をとつております。私の頭の中にはそういうことがありまして、ぜひそういうことが抜本的改革としては実現できればと思いまして、ただれども、緊急な改革としてはなかなか具体化できないというのが多数意見だったわけであります。

○吉村参考人 どうもありがとうございます。繰り返しになりますが、私は改革協の中ですういう提案をいたしました。二年間の中で一定期間だけ自由修習期間というのを設けて、それは従来の裁判所、検察庁、弁護士会という、あるいは研修所における研修にさらに加えて、何もそこだけが国民の法的ニーズの内容ではなくて、もっと広がって、裁判になつた事件だけではなくて、裁判前の事件あるいは企業における、あるいは官庁における、あるいはさまざま

な企業活動などの面においても法曹に対する需要はかなりふえてくるのだという御意見もございましたし、また、もう一方では、やはり日本の社会というのは、裁判による司法的な解決にはもともとそれほどない部分もあって、ふうに提案をいたしました。そういうふうに考えております。

ドイツの修習制度というのは日本と非常に似ておりまして、やはり二年間なんですが、これは今申上げたような、そういう自由修習期間というのを認めておりまして、かなり自由に、例えばドイツの修習生が日本の法律事務所、涉外法律事務所に一定期間だけ来てそこで研修する、それが研修の内容として認められておる、そういう非常に柔軟な修習制度をとつております。私の頭の中にはそういうことがありまして、ぜひそういうことが抜本的改革としては実現できればと思いまして、ただれども、緊急な改革としてはなかなか具体化できないというのが多数意見だったわけであります。

○吉村参考人 どうもありがとうございます。繰り返しになりますが、私は改革協の中ですういう提案をいたしました。二年間の中で一定期間だけ自由修習期間というのを設けて、それは従来の裁判所、検察庁、弁護士会という、あるいは研修所における研修にさらに加えて、何もそこだけが国民の法的ニーズの内容ではなくて、もっと広がって、裁判になつた事件だけではなくて、裁判前の事件あるいは企業における、あるいは官庁における、あるいはさまざま

な企業活動などの面においても法曹に対する需要はかなりふえてくるのだという御意見もございましたし、また、もう一方では、やはり日本の社会というのは、裁判による司法的な解決にはもともとそれほどない部分もあって、ふうに提案をいたしました。そういうふうに考えております。

○吉村参考人 どうもありがとうございます。繰り返しになりますが、私は改革協の中ですういう提案をいたしました。二年間の中で一定期間だけ自由修習期間というのを設けて、それは従来の裁判所、検察庁、弁護士会という、あるいは研修所における研修にさらに加えて、何もそこだけが国民の法的ニーズの内容ではなくて、もっと広がって、裁判になつた事件だけではなくて、裁判前の事件あるいは企業における、あるいは官庁における、あるいはさまざま

な企業活動などの面においても法曹に対する需要はかなりふえてくるのだという御意見もございましたし、また、もう一方では、やはり日本の社会というのは、裁判による司法的な解決にはもともとそれほどない部分もあって、ふうに提案をいたしました。そういうふうに考えております。

うに、そのような法的サービスの必要性というのは、いろいろな場面で、例えばいろいろなところに行われる法律相談は非常に多いけれども、しかし、なかなか裁判所までは来ない。あるいは社会的に問題になっている紛争は非常に多いけれども、なかなかそれは弁護士事務所にさえ行かない。それは、私ども、改革協定で世論調査をしたのですが、その中に非常に非常に如実にあらわれております。

だから、現在でも既にある法的サービスの二つに法曹はこたえているのかないか。それ

にこたえるためには、今の状況では不十分である。

したがって、私どもは、司法離職、裁判離職

ということに対する危機感を非常に持つて、こう

いう議論をしてきたわけです。

だから、そういう問題は、もっと対応できるよ

うに、あるいは、もし法曹が、ニーズがそれほど

ないというのであれば、ニーズを掘り起こすとい

いますか、ニーズはあるので、それを掘り起こす

という努力をすべきだし、このニーズに対して十

分に対応するような整備をすべきである。そのためには、弁護士の業務活動の形態等々も改善すべき点が多くあると思いますけれども、現状においてもそういう必要性があるというのが第一点です。

将来展望的に申し上げますと、日本社会の特殊

性があるのやないかという御指摘は確かにそ

だと思いますが、今や、特殊性を言っておれない

ようなそういう状況、国際化、さまざまなかで言

われておりますけれども、そういう状況がビッグ

バン等々でいわば目前に迫ってきてる。それで、日本の的なスタンダードだけで事柄を解決する

ことはもはやできなくなってきた。そういう

問題が次々に押し寄せると思うのですね。そういう場面で日本の司法制度は対応できないのではない

のかという危機感を私どもは持つておるわけで、将来展望的にはますます不足するであろう。千五

百名というのは、これはまさに過渡期であって、この法曹人口の増加というのはもつと必要である

うというふうに思つております。

○若林参考人 将来の司法というのはどういうふうに問題になつてくるのではないかという気がするのです。

どういうことかと申しますと、法曹資格を持つた人たちが、弁護士先生ですよ、裁判官ですよ、検察官ですよというようなことだけではなくて、社会のあらゆる場面に浸透していくという時代

が、これがいわゆる法化ということではないかと

いうふうに思うわけです。企業にいてもいです

し、我々ブレスの中にもそういう法曹資格を持つた者が入ってきてもらいたいし、ひょっとすると報道による人権侵害というのは随分減るかもしれませんし、いろいろな場面に入つていけるのだろう

と思うのです。そうしますと、いや、これは事務所を構えた弁護士さんですよというふうな形では

ない、いろいろなところから多様なアクセスでき

るような事態が想定されるというふうに思いま

す。

もう一つ需要でいいますと、私は、島根県の石

見にできた日弁連の法律相談センターというのを

二度ほど現地に行って見てまいりましたけれど

も、法的なニーズというのは過疎地に行っても田

舎に行つてもやはり必ずあるということですし、

今なおコンスタントにあれだけ相談者が訪れて

待つていてる状態が続いているということは、結

局、日本の社会がそういう地域にきちっとした法

的なサービスを今まで怠ってきたということを証

明しているのではないかというふうに思つていま

す。

○上田(男)委員 時間になりましたので、両先生

には本当にありがとうございました。

○鶴川委員長 西田猛君。

私は、今の若林参考人が最後におっしゃったよ

うなことなどを中心といたしまして、両参考人

ありがとうございました。

吉村参考人がおっしゃったことで、なかなか整理が

ついてきました。

吉村先生がおっしゃったことで、なかなか整理が

も。それ以外のことについては——本当と言えば、セ尔斯州の法律事務所で勤務をした経験があるのですが、そのときにいま見た現状を申し上げますと、日本の弁護士の方がたくさん、研修という名目でその事務所に何人も何人も来ておられます。そして、ちゃんと一つオフィスを構えて、ほかのアメリカ人の、アメリカで登録している弁護士と同等にクライアントをとつて仕事をしているわけなんですね。もちろん、最後の書類のサインとか、それから法庭に立つとかということについてはアメリカ人の、アメリカで登録した弁護士がやっていました。サインもしていましたけれど

きるというふうな国際条約ないし国際協定が今後世界的な規模で結ばれていく方向を、日本はイニシアチブをとつてでもやっていったらいいのではないかななどと思うのですけれども、そのあたりの御意見については、まず吉村先生、いかがでしようか。

○西田（猛）委員 もちろん、両参考人も言われましたよう、法律というのは各国、各地域の文化化、伝統それから慣習の上に成り立つておるものでございますし、法曹資格を付与するについての認定制度も違いますから、すぐにということはとても無理だとは思います。しかし、ある程度のすり合わせをしていけば、そのために国際協定なりそういう国際機関があるわけでしょうから、私は、やはりそういう方向に行つたらいいのではないかなどというふうに考えているのでござります。

○吉村参考人 弁護士の専門職とその周辺領域、税理士等々の相互関係というのには常に問題になつてきておるところでありまして、弁護士数をふやせばその質の問題が問題になるのじやないかといふ御質問ですけれども、弁護士の数をどれだけ増やしていられるかでありますから、それで申すと、弁護士及び税理士さんのその資格水準の保持に問題が生じてくるような場合も出てくるのではないかという危惧が起るのでされども、吉村参考人、その点についていかがでございましょうか。

が少なからず済んだというのは、いわば事前規制社会であつたわけですね。ですから、日本で何か新しい事業をする、そのときに行政官庁の許認可

やすかにもよるのでしようが、例えば千五百とか二千とか、そういう段階でそういうものが出てくるとはちょっと想像できません。

私たちも当初マネジメントコミニッティーの人々に言  
われましたけれども、なるたけクライアントとは  
一人では会わないでくれ、アメリカ人の弁護士と  
一緒に会えると言わされましたけれども、とどのつま  
りは、結局は相対で話をしてしまうことになつて、  
日本で弁護士資格を持つていればというふうに思つて  
おります。

そういうふうに、これだけ国際商事法務の問題がたくさん出てきて、特に知的所有権法などとかも独占禁止法等について、例えば、日本の日本にある企業がアメリカでの争訟を行うためにアメリカで弁護士を雇う、だけれども、アメリカの裁判所で行う争訟が一部、日本の法律も当然絡んでくる場合に、そのアメリカ人の弁護士が日本へ来て日本の法律を解釈したりして書類をつくらなければいけないとというときにも、実はこれはいけないわけなんでしょうね、今のようなお話をいえればですね。国際紛争調停とかを除けばですね。

こういうのは非常にややこしいなというふうに思うのですね。ですから、私考えるのは、今先生が言わされたEUの中ににおける法曹資格の相互認定がどういうよりも、これはもう垣根を取つ払つてしまつて、同じような資格付与の制度があるといふことで、認定さえなさればお互いに法曹として活動ができる

○西田(猛)委員 同じ質問につきまして、若林参考人の方の御意見をお聞かせ願いたいと思うのです。  
○若林参考人 國際的な取引にかかるような注的的な整合性といったものがまずとつていかなければならないわけはないのだと思うのですけれども、注資格を、では世界共通、皆認め合うということをすぐに認めるかということですが、私は、なかなかすぐにそういうのは難しいのではないかというふうに思うんですね。ただ、大きな方向としては、そちらの方向に行くべきであって、外国の弁護士を排除するということを余りにも強く強調し過ぎた

になつてくる。事後チェック型の社会ですかから、法の法は、曹人ローバル化の必要も出てくるのではないかなとうふうに私ども考えておりますので、そういうダーラーとも考へておられます。そこで一つ私が危惧いたしておりますのは、司法試験の合格者の数が、まあ、安易にといつては言葉が言い過ぎでしようけれども、ふやしていなければ、「弁護士法によれば、「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の業務を行つことができる。」ことになります。

それから、最後になると思うのですけれども、先ほど来、アメリカの法曹資格についての御意見が幾つか出ておりまして、米国は数が多いからアーリカの弁護士資格は日本の資格と同じとも言えないのではないかなどといふなちよつと御意見があつて、アメリカのUSTRあたりに聞こえれば、これは外交問題化しかねないのではないかなどという危惧まで私は持っておりますのですけれども。

実は、かく言う私もアメリカの弁護士の資格を持つておる一人でありますて、日本の弁護士さく

口とアメリカの法曹人口、先ほど資料の中にあるのを比較されましたけれども、比較してみて、これはもう問題にならないよう アメリカの場合には多いわけですね、弁護士の数が。そういうと、全く垣根を取り払って自由だということになつたら日本はどうなるのだろうという危惧はありますね。だから、全く自由というわけではないでしようけれども、何らかの認定といいますか、どういうふうに思つております。

後の紛争についての、紛争の処理の仕組みもできているわけであります。ですから、何か問題が起ることとすぐ役所に頼む、こういう日本のいろいろな産業、個人の風潮があります。これを我々はこれから変えて、事後チエック型の社会にしていかなければならぬのではないか、その方がコストも低く済みますから。

その意味で、今後 マーケットそれからそのマーケットにおける公明正大なルールを監視する、そしてその監視とともに、ルールを逸脱した行為に付する法曹者の投訴などは非常に重要な

ただ、従来、専門職相互間でのバリアといいま  
すが、それはかなりはつきりしておった。それを  
相互の連携あるいは相互の研修制度の確立とかい  
ろいろなことによつて、相互の流動化が必要であ  
ろうというふうには考えております。ヨーロッパ  
諸国では、イギリスはソリシタ、パリスター、  
あるいはフランスだとアボカ、アボエ工といいうふう  
な領域の違いがありましたが、次第にこの  
垣根が払われておるという傾向がありますから  
日本でもそういうことを考えるべき段階に来て  
いるのかなというふうには思つております。

になつてくる。事後チェック型の社会ですかから、法の法は、曹人ローバル化の必要も出てくるのではないかなとうふうに私ども考えておりますので、そういうダーラーとも考へておいでございまして、量と質を高めていかなければならぬといふことも考へておいでございます。その中で一つ私が危惧いたしておりますのは、司法試験の合格者の数が、まあ、安易にといつては言葉が言い過ぎでしようけれども、ふやしていければ、弁護士法によれば、「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行つことができる。」ことになります。

それから、最後になると思うのですけれども、先ほど来、アメリカの法曹資格についての御意見が幾つか出ておりまして、米国は数が多いからアーリカの弁護士資格は日本の資格と同じとも言えないのではないかなどといふなちよつと御意見があつて、アメリカのUSTRあたりに聞こえれば、これは外交問題化しかねないのではないかなどという危惧まで私は持っておりますのですけれども。

実は、かく言う私もアメリカの弁護士の資格を持つておる一人でありますて、日本の弁護士さく

ほどの資格じゃないと言われると、ああ、そうかなと思うのですが、とは申せ、実はアメリカでもロースクール三年間に質、量ともに物すごい勉強と経験を積むわけですね。だから、私が認識しているのは、日本の場合は司法試験に受かってから修習すけれども、あちらの場合は、まずトレーニングみたいなのがあって、それからその終わってた後に資格付与試験をしているという認識の方が正しいのではないかと思うのですね。

い風が吹き始めているのだ。司法よがんばれ、大きく成長してほしい、これが国民の率直な声である。」「ところが外側から司法を見ていると、どうも追い風を歓迎していないようだ」と、論述されています。私もそうかなと思います。

その中で、先生のこの論述には「潜在する法的需要」、きょうも述べられましたが、もつともつと法的需要はあるのだし、伸びるのだという指摘がありまして、そこで職場の紛争を例にして、「激増する職場のトラブル」しかし「利用されない裁判所」、こういう大変興味深いお話をあります。そのとおりだと思うのです。

なぜこういう状況が生まれているのか。法曹人口が少ないということと司法基盤の整備がおくれた

○木島委員 そのことで、参考人の論述の中で、「公設事務所はおもしろい」という最後の論述がありまして、今もお述べになりましたが、島根県の石見の話ですか、お述べになりましたが、それともう一つ、札幌ですかの国選弁護シンボジウムで提唱された公設弁護人事務所構想はおもしろい提案だと思うというお話をありましたが、この辺についてもつと詳しくお触りいただけませんか。

○若林参考人 これは主として過疎地対策として出てきた発想でありまして、石見の法律相談センター、日弁連が主催をして、弁護士さんが週一回現地に赴いて法律相談に乗っているわけです。それが需要が大変多いということで、単なる法律相談ということよりも、何らかの事務所みたいなものができます。そこが公的な事務所というようなもののが格好をつくることによって、需要を賄つていいのかどうかというような議論が始めているようです。

札幌の件につきましては、これは日弁連が被疑者段階での国選弁護制度の実現を提唱するに当たって、結局空白地帯をどういふうに埋めていくかとかといふ議論になつた際に、やはりそうした知恵が出てきたわけでありますけれども、今空白の地域を市場論理だけで、じや弁護士さん、そこに事務所を構えていただいて、それでやつてくれますよと言つて、やはりそれは誰

○木島委員 そのことで、参考人の論述の中で、「公設事務所はおもしろい」という最後の論述がありまして、今もお述べになりましたが、島根県の石見の話ですか、お述べになりましたが、それともう一つ、札幌ですかの国選弁護シンポジウムで提唱された公設弁護人事務所構想はおもしろい提案だと思うというお話をありましたが、この辺についてもつと詳しくお触れいただけませんか。

○若林参考人 これは主として過疎地対策として出てきた発想でありますて、石見の法律相談センター、日弁連が主催をして、弁護士さんが週一回現地に赴いて法律相談に乗っているわけです。それが需要が大変多いということで、単なる法律相談ということよりも、何らかの事務所みたいなものができて、そこが公的な事務所というようなもののができ、そこでやつて、需要を賄つていいのかというような議論が出始めているようですね。

札幌の件につきましては、これは日弁連が被疑者段階での国選弁護制度の実現を提唱するに当たって、結局空白地帯をどういうふうに埋めていくかという議論になつた際に、やはりそうした知恵が出てきたわけでありますけれども、今空白の地域を市場論理だけで、じや弁護士さん、そこに事務所を構えていただいて、それでやつてくださいよと言つても、やはりそれは難しい面があるかと思うのですね。

一人弁護士さんがいればいいというわけじゃありませんから、やはり最低二人とかあるいは三人以上の方の弁護士さんがないなければ、双方の代理といふのは成立しないわけですし、そういうことを考えれば、法律相談なりあるいはそうした国選弁護なりあるいは法律扶助的な事件をバックアップするなり、そういうお金のあり余っている人たちには、何らかの公的な仕組み、これは直接国がかかるわるということが多いとは思いませんけれども、弁護士会なりが何らかの格好でかかわるといつた、そういった法律事務所、弁護支援事務所と

いつたものですか、そんなものがてきてみたらおもしろいというふうに思つてゐるのと、それからもう一つは、そこが今度トレーニングのセンターになり得るのではないかというふうに思つてゐるのですね。両方の、法的なサービスを提供する機能と、若い法律家のトレーニングセンターという格好も将来的には可能なのではないかというふうに思つています。

いつたものですか、そんなものがてきてみたらおもしろいというふうに思っているのと、それからもう一つは、そこが今度トレーニングのセンターになり得るのではないかというふうに思っているのですね。両方の、法的なサービスを提供する機能と、若い法律家のトレーニングセンターという機能も将来的には可能なのではないかというふうに思っています。

○木島委員 ありがとうございました。

今、日本社会での司法基盤整備の立ちおくれという点で、先日の当委員会でも私触れたのですね。が、日本が後進国だなと思わざるを得ない二つの問題、一つはやはり法律扶助の立ちおくれ、これは先進各国と比べて国の予算額など一けた違うのですね。これともう一つは被疑者段階での国選弁護、これは今、日弁連では当番弁護士制度を自主的にやり始めたわけですが、これはやはり国の制度として国選弁護を被疑者段階でもきちっと配置するという、これは人権大国になるためにも求められているのじやないかと思っているのです。

この二つの面を、これはいざれも國の大変な予算措置が必要な分野であります、強化することが急務ではないかと思つておるのでですが、これについての若林参考人の御意見を最後に伺わせていただきたい。

○若林参考人 私もそのように考えております。

○若林参考人 私もそのように考えております。  
ただ、被疑者段階での国選弁護というのは、これは刑事訴訟手続、刑事司法手続全体の流れを相当根底から変えていく問題でもありますので、ただそういう制度を導入すればよいというものでもないということもあるかと思います。  
今までの日本の刑事司法制度でいいますと、捜査段階に非常にウエートがかかるつていて、裁判というものは言つてみれば捜査の追認の儀式にすぎない、そいつた面もあります。それを少ししつウエートを後の方に、裁判というものの機能を充実させていくといつた大きな構造変化を伴うものですから、そのところの押さえというような

○木島委員　日本共産党的木島日出夫でございました。両参考人、大変御苦労さまでございました。最初に、若林参考人にお伺いいたします。  
臨むに当たりまして、私は、若林参考人のことの「一月号」の日弁連の発行している「自由と正義」の「司法界変革への歩みを」という大変ばらしい論稿に目を通してきましたので、その中であります。そこで先生の方から、「司法には追

○木島委員 ありがとうございました。  
ものをしながら導入の方向というのが望ましいの  
ではないかというふうに思っています。

次に、吉村参考人にお尋ねしたいと思うのです。先生は、改革協議会の委員として、修習期間の問題では二年間を要望してきたとお伺いをいたし

ました。その中で、先生の方から自由修習期間といふものを提唱されたと。その旨のジュリスト等の論文も私は読んでいるのですが、大変興味深いものでした。

に指導する。」  
それで、一年半になりますから、やはりこういう点での修習が非常に私は手抜きになるのではないかということを恐れるわけであります。こんな点についての先生の御意見を伺いたいと思うのです。  
○吉村参考人 おっしゃるように、二年を前提としたこの多様化というのを私は主張したわけですが、けれども、一年半になつた場合にどうなるのかと、いう御質問かと思ひます。  
いろいろと制約が出てきまして、短期間に従来の半日程度をこえて、そこにはなかなか個性

しか知らない。そういう法律家が生まれてくるのを心配しているわけです。やはり、法律外のことを持法律规定だからこそそつかり知らなければ、森羅万象を知らなければ、正しい事実認定もできないのではないか。そして、本当に正しい、公正な判断もできないのではないかと考えるわけであります。して、そういう観点から、やはり修習期間といふのは一定程度必要だと感じているわけであります。それと内容ですね。

そこで、「お便り」が「司法修習生指導要綱」が改定されたわけですが、最近は時間の関係で多く触れられませんが、一つだけ指摘します。

養」という欄を見ますと、非常に具体的ですね。「視野を広め、事物の本質を把握し、時代に対する高い識見と深い洞察力を養うように指導し、達成皮相な知識の獲得に堕さないよう留意しなければならない。」と言つた上で、司法研修所では、科学、宗教、芸術等各界の権威者による講演、国会、博物館、近代的大企業施設等の見学、音楽演劇、芸術等の鑑賞、英、独、仏等外国语の輪読等を行う。こういう非常に具体的な、法曹人に必要な教養を広めるといふことが入つてゐたのです。が、つい最近改定された「司法修習生指導要綱」の一般教養はたつた一文です。「一般教養についてでは、修習の全般にわたり、視野を広め、事物の本質を把握し、高い識見と深い洞察力を養うよ

○吉村参考人　おっしゃるように、二年を前提としたこの多様化というのを私は主張したわけですが、けれども、一年半になつた場合にどうなるのかと、いう御質問かと思います。

いろいろと制約が出てきまして、短期間に從来の研修内容を実現するということはなかなか困難ではないかというふうに私も考えております。

したがつて、それを前提にいたしますと、やはり合意の中で主張されております事後研修といいますか、それも、特に合同事後研修、単に、判、検、弁それぞれの別の研修だけではなくて、一緒にやろうという提案がなされておりますと、それをもつと活用して、その中でさまざまな見を見あげるというような研修プログラムをつくるのが次善の策かなというふうに思います。

しかし、基本的には、期間短縮というのは、受け入れ体制が必ずしも十分でない等々の理由による緊急の措置として今回やむを得ないというふうに思いますけれども、長期的展望ではもっと見直すというような検討を他方でやるべきではないか、というのが私の意見でございます。

○木島委員　今、先生の方から事後研修も合同事後研修が大事なんだということをお聞きまして、私、大変安心をいたしました。

先生のメモの中に、「期間短縮を補うものとして、法曹資格取得後の研修の充実のための方策」とあります。日弁連が「つ心配したのは、期間を短縮する、そして補うものとして事後研修、要するに、裁判官、検察官、弁護士、独立した後、おのおのが事後研修をやればいいのではないか、それが今の社会の常識ではないかという論だけでいきますと、結局、効率だけを考えると、統一修習よりも分離修習の方が効率的になつてしまふのでは

○吉村参考人 法曹一元の制度は日本ではとつてないかわりに、二年間の合同の司法修習期間といふのは非常に重要なことだということは従来からも指摘されておつたわけですが、それが短縮されるということでその比重は減少されるのではないか、少なくなるのではないかという危惧があると思いますけれども、三者合意自体が合同研修というのを提案しておられますので。これは、三者間で将来的にこれを検討しようということになつておりますが、その内容として、それぞれの三者で調査検討した結果を持ち寄つて、五年間ぐらいしたらそういう点の協議をして、合同研修というのをどういうやり方で、どういうふうにやつたらいいかというのを検討しようと、というのが合意の内容ですけれども、私は、省略しましたが、私のレジュメの最後のところで、それは何も五年間待つ必要はないのではないか、もっと早い段階に短縮したのを補う形で検討を始めるべきではないかというふうに申し上げようと思つておりました。この機会にそういうふうに申し上げたいと思います。ぜひそれを実現してほしいと思うわけです。

○木島委員 ありがとうございました。終わります。

○笹川委員長 保坂展人君。

○保坂委員 社民党的保坂展人といいます。

まず、吉村参考人にお尋ねをしたいのですが、改革協の中で修習の期間二年間といふことを主張されて、しかし三者協議の結論の一周年半といふのは現状ではやむを得ないというお考えをお聞きいたしました。現状の修習期間が半年間縮むわけであつたからだと思うわけです。

それで、先生に、やはり統一修習の理念の大しさについての御意見をもうちょっと詳しく賜りたいと思うのです。

すが、当然、半年というのは結構長い期間ですか  
ら、縮むことによるデメリット、いろいろな水準  
の低下とか考えられるし、また指摘されているわ  
けです。

先日、法務省に対する私の質疑の中で、なぜ  
一年半に結めるのかという理由は、主に、受け入  
れ体制ができないんだ、これはぎりぎりで、今の中  
システムで運用しようとすればここが限度という  
ことで、一年半という結論が導かれたというふう  
にお聞きをしたわけなんですね。

だとすれば、今後、千五百人ということを展望  
するのであれば、あるいは千五百人の先に二千人  
というのはあるやもしれません。そうであれば、  
予算をきちっと要求して、教官やスペースもうん  
と確保して、そもそも改革の動機に、複雑化し  
て高度化してさまざまな専門分野を抱えなければ  
いけない新たな時代のニーズに合った法曹の養成  
ということがあるのですから、そういう意味で  
は、条件づくりを今のうちにやって、もう一度二  
年間に戻すというのも一つの考え方かと思うのです  
が、先生の御意見をちよつと伺いたいと思いま  
す。

○吉村参考人 おっしゃるとおりだと私も考えて  
おります。

改革協の中でもまさにそういう点が問題にされま  
して、現在でも受け入れ体制、受け入れ体制とい  
うのは、特に実務修習でございますけれども、裁  
判所及び検察庁での受け入れ体制はもうパンク状  
態である、これ以上ふえたのではとてもやつてい  
けないとというのが基本的な一年半短縮論の結果  
だったと思うのです。

受け入れ体制がやつていけないというのは、や  
はり裁判官や検察官の人数が少ない、今でも本來  
の任務で大変なのに、これ以上修習生を受け入れ  
ることはおよそ無理である、そういうことであろ  
うと思うのですね。研修所の問題ももちろんあり  
ますけれども、研修所は千人ぐらいまではまだ可  
能だと思うのですが、実務修習の現場が無理であ  
ると。これは、やはりそのような人員整備がどう

しても必要なわけですから、そういう状況を今後完備する、そういうことであれば、受け入れ体制自体は今ままの修習制度でも備わっていくのではないか、そういう努力をすべきだろうというふうに私は考えております。そういう努力の中で、また修習期間も再検討をしていただきたいというのが私の希望でございます。

○保坂委員 それではもう一点、吉村参考人にお尋ねいたしますが、私も実は内申書記載をめぐる裁判を経験したことがあります。これは十六歳から三十二歳までと大変長い間かかったわけですが、行政訴訟というのは負ける場合が多いわけですね。しかも、件数も諸外国と比べれば非常に低い数字になってしまいます。そして、これは多くのそういう訴訟が負けるのですから、そもそもやつても意味がないということで、最近非常にそこが低調ではないかと思います。

をしきりにおっしゃるのですね。ではふやさうと思つても、本当にそれだけの質が確保できますかということなのですね。質の議論になりますところは大変難しい世界に迷い込んでいくのであって、私は、本当に今最高裁が考へているような質の裁判官なのが、本当はもう少し違う質の人たちが裁判官としてなるべきなのがいつたところから始めた発想の転換というのですか、考え方を変えていかなければいけないのかなという気がします。

ただ、今の日本の裁判は物すごく精密な裁判をやつておりますと、あんな大論文をなぜ書く必要があるのかといったぐらいい長文の文章を皆さん書かれます。これをありとあらゆる法曹資格を持つていて人に書けというのがどうい無理な話なのです。そういう非常に職人芸のような精密な世界をつくり上げているという現実があつて、それが一種の参入障壁のようなものになっていて、裁判官にも弁護士任官制度があるにもかかわらずなかなかならない、そういうことも含めますと、なかなか根が深いなというのが私の印象です。

○保坂委員長 そうしますと、現在の修習制度の質官をふやしていくためにも、現在の修習制度の質そのものを落とさずに、過渡的な措置として一年半になるとしても、そういう質のキープというのが大事かということがわかりました。

どうもありがとうございました。

○篠川委員長 以上で午前中の参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

午後四時から委員会を開催することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

#### ○篠川委員長 午後四時二十四分開議

午前と同様に参考人から意見を聴取し、質疑を行つことといたします。午後の参考人として日本

弁護士連合会事務総長寺井一弘君、弁護士武内更行うことといたします。午後の参考人には、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

一君の両名の方に御出席いただいております。おくれたことをおわび申し上げます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序及び発言について御説明申し上げます。

まず、寺井参考人、武内参考人の順に、各十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

それでは、まず寺井参考人にお願いいたしま

す。

○寺井参考人 本年四月一日、日本弁護士連合会の事務総長に就任いたしました寺井一弘でござります。司法試験と法曹養成制度の改革につきまして、日弁連の立場から参考人として意見を述べさせていただきます。

司司法試験及び法曹養成のあり方は、我が国の次代の司法を担う法曹のあり方にかかる重大な問題であると認識しております。

現在、国民から司法に對して、その役割の拡充を求める声が日増しに強くなってきております。この期待にこたえる法曹の後継者をいかに養成していくかは、まさに我が国の司法の未来を決するものと言つても過言ではございません。そのような観點から、日弁連は、この司法試験、法曹養成制度改革問題を最重要課題として位置づけてまいりました。

先生方御承知のとおり、法曹となる者の大部分は、司法試験合格後、司法修習生として二年の修習をして、二回試験と呼ばれる終了試験に合格して

法曹資格を得るという道をたどつております。この制度は、昭和二十二年に制定されました裁判所法によりでき上がつたものであり、既に今日までに司法研修所を卒業した司法修習生は五十期に達しております。

戦前の法曹養成制度は、判・検事と弁護士を分離して養成するいわゆる分離修習制度でした。判・検事は、試験合格後、司法官試補に任命され、裁判所 檢事局において一年半以上修習をして二回試験に合格すれば判事または検事に任命されたのに対しまして、弁護士となる者は、一年半弁護士事務所で弁護士試補として修習することになつてきましたが、これは無給であり、内容も司法官試補の修習のように計画性を持ったものではなかつたので、両者の実質的な条件はかなり違つておりました。

これに対しても、戦後の法曹養成制度は、判・検事となる者も弁護士となる者も同じ修習を経るという意味で、統一司法修習制度と呼ばれておりました。この統一修習制度は、弁護士、裁判官の実務をそれぞれ修習することを通じて法曹三者の実務の実態を知り、将来、いずれの道に進むにも、自己の立場に固執せず、客観的で公平な物の見方を体得させることができるとか、視野の広さ、見解の豊かさが醸成されるといった長所が指摘されており、戦後司法の基盤の一つとして高く評価されてまいりました。日弁連としましては、この統一修習の理念は今後とも強く維持されるべきものと考えております。

ところで、この司法修習制度における修習期間を現行の二年から一年半に短縮するという合意が昨年十月二十八日の三者協議会でなされました。この三者協議会において、最高裁、法務省は当初修習期間一年を主張し、日弁連は現行の修習期間二年の維持を主張してまいりました。最高裁、法務省が修習期間の短縮を主張しました理由は、千人の司法修習生を各地の裁判所や検察庁で実務修習させ、マンツーマンの指導方式を維持するに

は、指導者となるべき裁判官や検察官の人数がりないこと、現在の司法修習には限界と間延びがあり、効果的な修習をするには資格取得後のオニ・ザ・ジョブ・トレーニングの方がいいといつたものであります。しかし、特に後者の理由は、統一修習の理念をないがしろにするものではないかとの反対が日弁連の会内から強く出されまして、三者協議会においても激しい議論がなされました。

結局、修習期間一年半ということで結論を見たわけでございますが、このよだな合意をするに至つた理由といたしましては、まず第一に、日弁連の提唱で設置されました法曹養成制度等改革協議会での四年半にわたる審議、しかも法曹三者以外の協議員の関与の中で行われ、改革協意見書の提出を受けて三者協議がスタートしたというこ

と、実務修習での受け入れ体制の困難性の問題、一年半であれば工夫によって現在の修習のレベルを下げるなどなく統一修習の実質を維持することができると考えられたことなどとともに、法曹三者がお互いに司法修習の期間のみにこだわつて対立をし、その結果として司法試験合格者千人への増員が円滑に行われないような事態を招くべきではないとの大局的判断もございました。

しかし、日弁連としては、今回の司法修習改革を、単に司法試験合格者増員に伴う単純な期間短縮とするのではなく、将来のあるべき司法修習制度を見据えた改革の第一歩としたいとの思いを持っております。

今日の風潮や教育のあり方にも関係するのでしょうかが、現在、司法試験合格者の相当数は、かなり早い時期から大学よりも司法試験予備校に通つて、実社会の経験をしないまま、受験勉強を重ねて合格をしてくるという実情にございます。法曹は、豊かな社会経験に裏打ちされた高い倫理観、人権感覚、柔軟な思考、豊かな人間性を備えることが必要なことは言うまでもございません。司法試験合格者の実情が今申し上げたような状況にあるからこそ、司法修習の中いかなる経

任官をする修習生にとっては、弁護修習において司法を経るかが重要になってくると言えます。特に司法に救済を求めてくるのか、また、不幸にして逮捕、勾留をされたり刑事訴追を受けるに至つた人たちの背景にどういう事情があつたのか、いわば当事者の生活実態を直接、実際に見ることは大変重要な体験であると言えましょう。

その意味で、司法修習において弁護士、弁護士会が果たすべき役割は大きいと考えております。三者協議会においても、「実務修習の期間中に、法が対象としている社会の実相に触れる機会を付与する」との合意がなされております。限られた修習期間の中ではありますが、このような修習の実施を弁護士、弁護士会としても積極的に推進していく必要があると考えております。

日弁連としては、新たな決意を持って司法修習に取り組みたいと考えておりますが、トータルな法曹養成制度として見た場合、一年半の修習だけでは十分であるとは考えておりません。

任官する者も弁護士になる者も、より豊かな経験と修練を経て、法曹としてひとり立ちしていくことが望まれていることは言うまでもありませんが、特に、裁判官となる者にどのような資質と経験を求めるかということは極めて重要な問題であると考えております。

日弁連は、かねてから弁護士を一定期間経験した者の中から任官者を出すという法曹一元制度を提案しておりますが、この制度の長所の一つとしまして、当事者、国民とより密着した豊かな社会経験を有する者から任官者を選ぶことができるということが言われております。

このよつた法曹一元の趣旨を少しでも生かすとの考え方のもとに、日弁連は、今次三者協議会におきまして、研修弁護士制度という新たな提案をいたしました。

この研修弁護士制度とは、任官者も弁護士となる者も、司法修習終了後、全員がさらに一定期

間、一定の権限の制約のもとで弁護士実務の経験をするなどの研修を受けることを、弁護士、裁判官、検察官としての本格的な活動を行う要件とする制度であります。任官者が国民の生活、心情等に直接触れる中で有益な経験を積むことができるという意味で、法曹一元の理念と共通する部分がござります。また、弁護士になる者にとっても、限られた期間内の司法修習だけではできないさまざまな研修プログラムを受けることにより、より幅広い視野と能力を獲得する機会となる意味で有益であることは言うまでもありません。

いて法曹養成過程に対して大きく寄与し、市民感覚に富み、人権感覚に富む法曹養成に力を尽くす第一歩としている次第であります。次に、司法試験制度の改革について申し上げます。

験者の滞留現象の改善傾向が顕著になつてきております。法務省、最高裁もこのよな事態を受けとめ、早期に優遇枠制、いわゆる内実の廃止をすべきであるとの日弁連の提言も含め、法曹の選抜及び養成のあり方について、広く、かつ、真摯に検討を開始することを合意しております。

いいて法曹養成過程に対して大きく寄与し、市民感覚に富み、人権感覚に富む法曹養成に力を尽くす第一歩としている次第であります。

次に、司法試験制度の改革について申し上げます。

今次改革は、法曹として必ず身につけておかなければならぬと思われる民事訴訟法、刑事訴訟法を双方とも必須科目とし、これにより受験生の負担がふえる分を法律選択科目の廃止によって軽減すること、口述試験について、商法を試験科目から除くとともにその運用について工夫を加えるなど、全体として受験生及び試験委員の負担が過重にならないよう配慮したものと理解しております。その限りでは一応の合理性が認められます。考えましたので、日弁連は三者協議会においてこれらに賛成いたしました。

法律選択科目の廃止については、学者の先生方の中からこれに反対する声も上がつておきましたが、日弁連としては、法曹となる者が行政法、労働法等の法律選択について体系的に勉強することは有益かつ必要であると考えております。

そこで、試験科目からは落としますが、先ほど申し上げました司法研修所入所前の事前研修や司法修習、さらには研修弁護士制度が実現した曉に、その研修プログラムの中で、大学関係者の協力を得ながら、これらの科目の実践的な研修を実施してまいりたいと考えております。

なお、司法試験制度につきましては、現在受験回数三回以内の者には優遇枠を設けるという制度、いわゆる内定が実施されております。この制度は、受験者間に受験回数のみを理由として人為的な格差を設けるという点で試験の平等性を害するものとして、かねてから、日弁連としてはより抜本的な改革案を策定し、早期に撤廃することを訴えてまいりました。

ところで、司法試験合格者の今日の実情でござりますが、最近の試験結果を分析しますと、相当数の合格者が受験回数が比較的少ない時点で合格してきており、かつて指摘されたような多数回受

験者の滞留現象の改善傾向が顕著になつてきております。法務省、最高裁もこのよつたな事態を受けとめ、早期に優遇枠制、いわゆる内案の廃止をすべきであるとの日弁連の提言も含め、法曹の選抜及び養成のあり方について、広く、かつ、真摯に検討を開始することを合意しております。

最後に、今次三者協議会の合意をするに当たつては、日弁連の中に意見対立がございましたが、昨年十月十五日に臨時総会を開催いたしまして結論を見るに至つたことは、先生方御承知のところかと思います。この臨時総会において可決された執行部案の中に、法曹一元の実現に向けて本格的な調査研究を推進し、その成果を踏まえて着実な運動に取り組むという決意表明が盛り込まれていてことを御報告したいと思います。

冒頭に申し上げましたように、今日ほど司法に対する国民の期待と関心が高まつてゐる時期はございません。日弁連は、かねてから司法改革官宣言を採択し、司法を国民にとって身近で利用しやすく、より納得できるものにすべきとの立場に立て司司法改革運動を進めてまいりました。日弁連としては、今次三者協議会の合意を契機とし、司法改革の一環として、法曹養成制度、司法試験制度の改革に今後とも取り組み、法曹一元の実現を目指すより抜本的な制度改革の実現に力を尽くしてまいりたいと思いますので、関係各方面の御理解をお願いしたいと思います。

○ 御清聴ありがとうございました。（拍手）

○ 笹川委員長 ありがとうございます。

次に、武内参考人にお願いいたします。

○ 武内参考人 東京弁護士会会員弁護士の武内更一でございます。よろしくお願ひします。

私自身は、一昨年七月以来続いてまいりました司法修習制度、司法試験の改革に関します法曹三者協議会で、当初、最高裁が提案されました修習期間一年への短縮、その後、昨年五月に提案されました法務省の修習期間一年半への短縮、これに反対して意見を述べてまいりました次第です。ちなみに、日弁連の中では、その三者協議会の議論を

バックアップするための司法修習制度の検討協議会、また、バックアップのための合同会議の事務局員としまして、会内でも議論をして、また、意見を対外的にも述べてきた次第です。

私自身が司法修習制度の短縮に反対する理由と  
いうのは、きょうお配りしましたこの総会報告  
集、私たちの意見は通らなかつたわけであります  
けれども、この報告集の二ページ、三ページあた  
りに「私たちの提案」、これは、昨年六月の段階  
で私どもが、修習期間の短縮反対という立場から  
日弁連臨時総会招集の請求をいたしました。その  
中で、司法修習制度の意義、そして、それを短縮  
してはならない理由、これを述べてきた次第で  
す。これを若干拾いながら述べさせていただきま  
いと思います。

「我が国においては、戦前、在朝法曹の裁判官・検察官となる者を国費をもつて養成する一方で、在野法曹の弁護士となる者の養成はなおざりにされ、両者の著しい差異により官尊民卑の状況が作られ、そのため司法の人権擁護機能が果たされなかつた。」そして、不幸にも戦争への異賛といふ形で結果を迎えた次第であります。その深い反省に立ちまして、戦後、司法の民主化という観点から、三者を統一して研修する、そして実務についていくと、いう制度として司法修習制度がつくられた次第です。

その意義としましては、現行の司法修習制度は、「司法修習生は、少くとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える」と定められ、その後、裁判官・検事・弁護士になる資格を得ていくことになつていています。戦後五十年間にわたつて、この司法制度をいかに民主化してきたかということにつきましての意義につきましては、皆さんもよく御承知のことと存じます。

ところが、最高裁は、一昨年十月の段階で、修習期間を一年にするという提案をしてまいりました

年四月十日  
た。その「提案理由」の中では、「修習の目的を「専ら法廷実務家の養成を目指すのではなく、多様な分野の法的ニーズに対応する」ことができるような法曹の養成を目指すものとすべきである。」としまして、「法曹として本格的に活躍するための知識・技法については、資格を取得した後の「の修習を必要とし、かつ、それで十分である。」  
というふうに述べています。

ところが、先ほど述べました司法修習制度、法曹三者いざれも同じ勉強をし、同じ交流をし、司法を民主化していくという観点からつくられた制度としては、その期間がより長ければ長いほどその効果は生ずるはずであります。それが一年で足りるという議論そのものは合理的理由がないものと私どもは考えた次第であります。

そして、司法試験合格者を千名に増員するとい

う決議、これは、既に二年前に日弁連では採用しているわけですねども、今回そういう形で増強しておられる以上、修習は一層充実されなければならぬといふ、試験そのものに受かりやすくなつて、合格していく方がたくさんふえる以上、より実質的に充実した修習をしなければならないということは当然の要請であります。しかば、国費をもつて養成している法曹三者、これに対する教育はさるに充実させていくというのが国家の司法政策であるし、また現在、司法をより民主化していくといふ観点からも必要なことであると考えた次第です。

これに対して、最高裁 法務省が申した修正案の  
縮の理由としては、結局、実務の現場での受け止め  
れ体制が整わないということのようであります。  
また、予算面ということがそのほかにもあるのか  
もられません。

番はいろいろですけれども、民事裁判、刑事裁判の現場へ出て、さらに検察、弁護の仕事を現実に担つて、実務で研修をするという仕組みになつています。この期間そのものが実質的にどんどん削られていくとなれば、修習短縮された制度によって生み出される法曹というものは、そういう共通の勉学、実務経験というものをより減らしてしまって、形になつていくことは明らかであります。これがいかようにして補てんされるのかという点については、決して合理的な理由はないはずです。

そういう観点から、この司法修習制度、これは、司法そのものの民主化、この国の民主化という観点からむしろ一層充実されるべきであつて、短縮されるべきではないという観点から私ども議論を展開してまいりました。

先ほど出ましたように、弁護士会がこの法曹養成に一層の力を注ぐということは当然であります。それにつきましては、今後、弁護士会の研修、それから法曹一元を目指す運動ということは当然必要であろうかと思ひます。

ただし、残念ながら、今の裁判官、検事の人事システムといふものは、実際のところ、裁判所、検察庁の事務方において決定されている。ここには、民の民主的なコントロールが及ぶ余地は今ないわけであります。であれば、むしろその前の段階、どの立場ということをまだ頭を固めない段階で、民主的な司法の運営ということを共通にたまき込むこと自体が大変重要ではないでしょうか。

そういう観点から、司法修習制度の短縮にはぜひ反対していただきたいものと私は考えております。

なお、司法試験の改革につきましても付言させていただきます。

私自身は、法律選択科目の削減には反対する立場で、日弁連の中の議論をして意見述べてきました。これは、最高裁、法務省も、またもちろん日弁連も共通に認識していますけれども、今の社会、高度化、多様化、また専門化、専門性が求め

られているということはますます強くなっている社会であります。この社会におきまして専門科目の勉強といふものをなおざりにされていくような形であつては、決して、世に望まれる法曹を輩出するシステムではないだらうと考えています。そして、この司法試験においてその学力を十分につけてもらつて、そしてそれを実務で生かしていくたゞく、現場に出ていたゞくということを目指すためにも、今の司法試験のこういう専門科目があるということは大変重要なことであらうと考えています。

もちろん、民事訴訟、刑事訴訟、これは両方とも、弁護士、検察官、裁判官、いずれも身につけるのは当然であります。それにつきましては、先ほど申し上げたように、司法修習制度の中でも現実に司法の場へ出ていく形において日々その実務に触れるわけであります。むしろ、それは自然な形で十分に民事訴訟、刑事訴訟の実務を体得しているというものが、現行二年の司法修習及び実務修習の実情であります。その効果は十分に果たされているものと考えていきます。

であれば、むしろそういう機会に触れることが少ない専門科目、こういうものについての勉学は、さらに早い段階で、大学及び受験の段階で身につけていただきたいという考え方をしてきています。

ちなみに、今回、法律選択科目を削減することになりますと、大学教育にも大変な影響を与えるのではないかと考えています。大学教育でも、多様化、高度化、専門化に対応しようとした大変苦労、努力をしておられると聞いています。こういう大学での教育システムをさらに充実、多様化、専門化、拡大化するためにも、その学力を試す司法試験といふものは、さらに幅の広い、多様性のあるものであつてよいのではないかと考えます。

また、多くの多様な価値観を持つた人材がこの法曹二者になつていくことは、この国の司法制度をさらに民主化、多様化、専門化させていくため



と僕は思うのですが、その点はどういうふうに認識をしておられますでしょうか。

○寺井参考人 福岡先生が指摘されました戦後の民主的司法改革に伴う法曹養成の理念、司法修習の理念、そして統一修習が果たしてきた役割、その実績、先生の御指摘のとおりだと認識しております。

そこで、先ほど申し上げましたが、日弁連が何ゆえに二年の決議から、平成九年十月十五日の臨時総会において一年半の決議をしたか、大切な問題ですので、再度、詳しく御説明させていただきります。

先生御指摘のとおり、日弁連は、平成七年十一月二日の臨時総会では、改革協に提案する日弁連方針として二年を決議いたしました。しかしながら、平成九年十月十五日の臨時総会において、今回三者協議をまとめるために、修習期間は最低一年半ということを決議しました。

その理由は、まず第一に、今回の三者協議に先づ、平成九年十月十五日の臨時総会において、今年の三者協議をまとめるために、修習期間は最低一年半ということを決議しました。この協議会は、そもそもその設置を日弁連が提唱したものでございまして、私ども法曹三者だけでなく、東大、中大、早稲田、京都大学、九大などの推薦による学者の先生、日本学術会議や商工会議所、主婦連、NHKの推薦による学識経験者の五者で構成されてまいりました。

四年半の審議の結果採択された平成七年十一月十三日付の意見では、先生方御承知のとおり、多数意見は、法曹人口の大量増加と修習期間の大縮短縮というものを求めるものでございました。日弁連意見は少数意見となりました。これは、法曹三者に意見書の趣旨を尊重して速やかに具体的の方策をとることを求めるものでありました。今次三者協議はこの意見書を受けて行われたものであり、日弁連はこれを厳粛に手続問題として受けとめる必要がございました。

また、政府の規制緩和推進計画が平成九年三月二十八日に再改定されまして、平成九年度中に千人への増員について所要の措置を講ずるとされて

おり、さらに行政改革委員会の動きなど、司法をめぐる客観的状況の大きな変化が二つの臨時総会の間に存在したことは先生御承知のとおりです。

この法曹養成制度等改革協議会の結論を日弁連が取りました。その結果、一年六ヶ月ならざりぎりをぜひ御理解いただきたいと思っています。

第二は、司法試験合格者を増員するだけではなく、その質を高いものとして維持することは極めて重要であり、日弁連としても重大な問題と考えております。

そこで、司法研修所の元教官の方々においておりましたが、司法研修所の元教官の方々においておりました。その結果、一年六ヶ月ならざりぎり集まりいただきましてこの点についての協議を行いました。その結果、一年六ヶ月ならざりぎり現在の統一修習の質を維持することが可能という結論を受けたことも事実でございます。

先生御指摘のとおり、日弁連会内には二年堅持を求める意見は強く、臨時総会では激しい議論が行われましたが、法曹人口を増加させ国民の期待にこたえる司法をつくつしていくために苦渋に満ちた選択を日弁連はあえたした次第でございます。

もとより、司法試験合格者の数を増加させるとともに、その質を維持し高めていくために、司法修習の充実、入所前や事後研修の充実は不可欠であり、日弁連としては、從前にも増して、統一修習の理念の上に立ち、責任を担い、大胆に取り組んでまいりたいということをお約束したいと思ひます。

以上でございます。

○福岡委員 それから、先ほどお話をありました三者協議においては、修習を終了した後においてやはり共同で研修を行うということが合意されました。今次三者協議はこの意見書を受けて行われた補完のためにこういう修習を合同で行うということになると、その内容についても、実質的に三学会が責任を持つて三分野について的確な修習を行なうということと、さらにもう一つ大切なのは、参

加者、これは修習を終了した人全員に義務づける必要があると思うのです。官の人は官の方だけ出でてあとは自由参加というのではこれはならないのかどういうふうに思いますか、この点については、日弁連はどのように考えておられるでしょうか。

○寺井参考人 裁判官、検察官、弁護士のいずれについても、資格取得後自己研さんと継続研修を行なうことはそれぞれの質の向上のために必要なこととあります。

そして、法務省、最高裁もこの自己研さんと継続教育の重要性を指摘していくであります。法曹三者が効果的な継続研修を実施するため相互に可能な限り協力をしていく趣旨で、司法修習終了後の一定の時期に合同研修を行うことを合意しております。福岡先生御指摘のとおり、これは、法曹三者が共同主催によりまして、ぜひ一定期間の間に合同研修を、先生が指摘されました趣旨で、充実したものとしてよりよき高い法曹の質を目指しまして努力してまいりたい、このように考へています。

○福岡委員 時間が来てしまいましたので、これで終わらせていただきますが、先ほども申し上げましたように、一番大切なことはやはりこの短縮以上の短縮をしないということ、これも実際の三者協議では明確に約束はされておりません。統一修習を一応維持するような文句が入っています。

ただ、その統一修習の期間が短縮される、内容が減らされるということは、決して、統一修習の維持というそのお言葉とは裏腹に、実質においてやはり減ぜられていくものと考えざるを得ません。

○福岡委員 時間が来てしまいましたので、これで終わらせていただきますが、先ほども申し上げましたように、一番大切なことはやはりこの短縮以上の短縮をしないということ、これも実際の三者協議では明確に約束はされておりません。統一修習を一応維持するような文句が入っています。

したがいまして、私の心配するのは、そういう純粹培養的な制度に戻そうとする勢力もありますし、そういう意見もあるわけです。そして、そういうことです。可塑性のあるうちにきちんととした民主的法曹となるべく教育をすべきなのであって、まだ可塑性があるうちに統一修習をやめて、その後は何を隠そう分離の修習です、研修です。検察庁では現に新任研修としまして何ヶ月か浦安の研修所へ配属しまして検事修習、純粹培養研修をやってお

りますから、さらに短縮を認めるということは、その補完の修習を各所でやればいいという議論につながって、さらには統一修習排除というところにも私はつながってくるのではないかなどいうふうに思うので、せひとも日弁連はそのようなことにならないよう、民主的な法曹を守る使命といふ点からも頑張っていただきたいということをお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

○塩原委員 平和・改革の塩原でございます。  
きょうはどうもありがとうございました。三者協議の合意でも統一修習の原則を堅持していく、こんなふうに書かれているのですが、また先回、法務省も最高峰も今までの修習の意義を確認して今後とも統一修習をやつしていくというふうに言つておるのでありますが、この点についていかがでしょうか。

○武内参考人 その点につきまして、統一修習の意義ということは確かにおっしゃっておられますが、この点についていかがでしょうか。

○武内参考人 その点につきまして、統一修習の意義ということは確かにおっしゃっておられます。ただ、その統一修習の期間が短縮される、内容が減らされるということは、決して、統一修習の維持というそのお言葉とは裏腹に、実質においてやはり減ぜられていくものと考えざるを得ません。

ちなみに、法務省の方から出されていました提案、これが平成九年五月十九日の提案事項ですがれども、その中を読みますと、総論部分なのですが、可塑性に富む早い時期に法曹資格を与えて、法曹として第一歩を踏み出させると言書いてあるのです。可塑性のあるうちにきちんととした民主的法曹となるべく教育をすべきなのであって、まだ可塑性があるうちに統一修習をやめて、その後は何を隠そう分離の修習です、研修です。検察庁では現に新任研修としまして何ヶ月か浦安の研修所へ配属しまして検事修習、純粹培養研修をやってお

ります。

裁判所も当然配属されば合議部の陪席として直接裁判官、裁判長の指導を受けながら学んでいくわけですが、まだ可塑性のあるうちにむしろそういう形で純粹に単一の目的を持った教育がされていくということは明らかに統一修習というものの意義を薄めることになろうかと私は考えていました。

○漆原委員 もう一点お伺いします。

今回の一年半という案は、千人体制にするということで、実務修習が四ヶ月間ぐらいダブります。そのダブリのときにもう到底指導ができないだ。だからダブルの期間を何とか今までのマンツーマン式できちつと指導できる体制を整えたが、この点はいかがでしょうか。

○武内参考人 実務修習においてマンツーマン体制を維持するという観点は必要です。

その観点から全国の裁判官や検事の数等を実証的に検討してみた。そういう調査というのは果たしてどうなのか。現実にできないということが実証されたのかどうか。この点について、法曹三者協議でも随分議論されましたけれども、その実数などについて実際にシミュレーションしたものは必ずしも明確に示されていないと考えています。また、仮に今の裁判官、検事の指導体制で千人が二期研修できないということであるとすれば、それはそもそもその指導体制そのものがもともとこの国では裁判官、検事が諸外国より極めて少ない、そういう小さな司法という前提から来ているということをまず思いたいなあればいけません。そういう点の拡充をしながら増員し、千人体制へ持っていくといふこともあってよいはずであります。それが、裁判官、検察官それから弁護士、この司法全体を拡充していく最も現実的な道であると考えています。

また、そのようなダブリがどうしても不可避であるとすれば、例えば現在、実務修習でいいま

すと、裁判官、検事、弁護士についてみっちり指導を受ける期間というのはもちろんありますけれども、そのほかに、実務修習の時期に、合同で受け

る講義ですか見学ですか演習ですか、それを一定程度まとめて集中してやることによって、逆に実務家について学ぶ時期というものをまた集中して、配分することによる工夫はまだまだできることは必ずと見えています。

また、大規模市、大規模都市ではそのようなダブリも生じてしまうが、地方都市、小さい修習地など、修習生の人数と裁判官、検事の数等によって、実際にはダブリが起ころうでできる地域もあるのではないかと考えています。そういう点の検証はまだまだなされていないのではないかと考えます。

○漆原委員 もう一点だけ武内参考人に聞きたいたのですが、受験科目を、民訴、刑訴、これを必須科目にするということで、法律選択科目が廃止さ

れるわけですね。これに反対の意見を述べられたわけなんですが、御自身受験生であったことを考えて、民訴、刑訴が必須になる、非常に受験生としては重たい荷物をしようということで法律選択科目はなくするのだ、こういうふうな理由を聞いておりますが、民訴、刑訴が必須になるということ、それから、そのため法律選択科目がなくなるのだという、この法務省の考え方はいかがでしょうか。

○武内参考人 司法試験科目につきましては、随分変転とした歴史があります。民訴、刑訴どちらかを選択して、かつ法律専門科目を選択するといった時期もあります。また、両訴を必須とする時期もありました。これはそのときのときの必

ります。そうしますと、受験生は、実質においては、法律選択科目は、自分がこれからその分野で専門性を身につけていきたいと思う、また興味のある科目で勉強するわけですから、同じ一科目といつても、負担感は、民訴、刑訴の両方を選択しなければならない負担感よりもずっと少ないので

か、今後の社会において、民訴、刑訴が司法試験において必須、不可欠だという議論そのものについては、先ほど私申し上げましたように、むしろ司法修習をする中で、これはもう毎日、民訴、刑訴に触れていく、必要不可欠にみずから勉強することになります。また、実務につければ当然両方に触れていく、必要不可欠にみずから勉強することになります。むしろそういう機会は実務修習で学ぶ、選択科目の専門性はまたその後の段階、大学教育の段階、かつ受験の段階で身につけるという考え方方が適切であろうと考えています。

〔委員長退席、八代委員長代理着席〕  
○漆原委員 ありがとうございました。  
それは、今度は寺井参考人にお尋ねしますが、先ほどお述べになりました研修弁護士制度、これは私、大変いい案ではないかと思うのですね。

私自身は、本当は、今まで考えて主張してきたことは、裁判官も検事も五年ぐらい実務をやって、それから二年ないし二年弁護士の仕事をして、そして本當の判事になつてていく、検事になつていくといふ、これが最も理想だなと思っておつたのですが、今回、その一步前の段階なんでしょうですが、今、その一步前、裁判官も検事も五年ぐらい実務をやって、それから二年ないし二年弁護士の仕事をして、検事になつていくといふ、これが最も理想だなと思っておつたのですね。卒業と同時にすぐ研修弁護士として弁護士の仕事を学ぶ、こういうことです。この案は、私も法曹一元の一里塚として大きく評価をしたいと思っておりますし、マスコミからも大変ぐれた案だということで評価されていますね。この現在、法務省、最高裁は、弁護士会のこの案に對してどんなふうな態度をとっているのでしょうか。

ただ、現行の試験制度は、民訴、刑訴のどちらか選択、かつ法律選択科目の選択ということにな

解をいただいておることに大変感謝しております。

日弁連は、先生が指摘されました趣旨で、研修弁護士制度を三者協議会でも提案いたしましたけれども、御指摘のとおり、最高裁、法務省は、卒業した後の身分の問題、例えは裁判官、検察官になつた後、弁護士の地位を得るという問題。あるいは検察官では、検事の職にある者が具体的な事件との関係で弁護士事務所に研修という名前で関与するといった問題。そういう点が一番大きな問題ではないのかと。それからまた、その間の費用の問題ということも出てきているようございます。

日弁連は、それは研修の内容、直接の事件にかかるのではなくて、例えば法曹倫理であるとか、あるいは一般的な素養を身につけるとかいうふうな、研修の内容を三者で工夫していくならば、必ず実現できる手だてはあるのではないかと考えておりますので、今後さらに最高裁、法務省に対してもその観点から協力を要請してまいります。

○漆原委員 ゼひ日弁連、その点頑張ってもらいたい、こう思っております。

それから、もう一点お聞きしたいのですが、合格枠制について、平成八年の論文試験から導入されましたが、それによりますと、八年度の試験は、通常枠の最下位合格者が五百四十二番だ。それから、いわゆる丙案の合格者が二百一十六人だ。その丙案の最下位合格者が千百七番だといふ。大変これは不平等な結果になつているわけですね。法曹の資格試験として大変問題があつた。この丙案は思つておりました。

先ほどおつしやったように、実際は受験生がふえたことによって滞留現象というのがなくなつてすね。法曹の資格試験として大変問題があつた。この丙案は思つておりました。

先ほどおつしやったように、実際は受験生がふえたことによって滞留現象というのがなくなつてすね。法曹の資格試験として大変問題があつた。この丙案は思つておりました。

○寺井参考人 研修弁護士について、先生の御理

現在では、例えば平成九年度では、二十一歳が半分以下の四百二十七名、それから二十二歳が約七割の千二百八十五人、そして二十三歳、四歳、五歳のそれぞれ、二千人在現在超えておりま

す。

そういう中でありますと、合格率実施二年目の試験として九年度を見ますと、受験開始二年以内の合格者が五七・七%、そして五年以内の合格者が七二・五%、数字で申し上げますと、四百四十人と五百五十三人という数字になつております。

以上です。

○澤原委員 最後に、もう一点だけお尋ねしたいのですが、千人、千五百人体制になつた場合に、弁護士の人口が大幅に増加する。弁護士が今との状況で仕事をしていく、果たしてこれほど多く弁護士人口がふえた場合に、本当に弁護士のニーズといいうのが市場であるのだろうかという心配をしておりますが、この辺はいかがでしょうか。

○寺井参考人 一般的な意味では、市民、社会の法曹、とりわけ弁護士に対するニーズは、かなりの程度、特に規制緩和の流れの中で大きくなつてきているというふうに認識しております。しかしながら、やはり私たちには優秀な法的サービスを提供する責務があると考えておりますので、今後どれくらいの弁護士の数が実際に必要なのか、そのあたりを実証的な調査をいたしまして、かかるべき早い時期に日弁連としての考え方を出してまいりたい、このように考へておられるところです。

○澤原委員 きょうは、お二方の先生方に来ていただきまして、大変ありがとうございました。これまで私の質問を終わります。

○八代委員長代理 達増拓也君。

○達増委員 自由党の達増拓也でございます。

兩参考人、きょうは本当にありがとうございました。さて、法曹人口のことなのですけれども、これ

は寺井参考人、武内参考人の順で、両参考人に伺いたいと思います。

今も澤原委員の最後の質問にもあつたのですけれども、法曹人口、これからどのくらい必要になつてくるのかということなのです。きょう午前中の若林参考人がおつしやついていたのですが、こ

れからはどんどんいろいろなところに法曹のニーズ、言及されたのは弁護士さんについてなのですから、弁護士といふ人は、弁護士事務所のみならず企業の中にもどんどん求められるだろ

うし、また若林参考人の職場、報道の世界などでも、弁護士がいれば報道の人権侵害もなくなるのではないかとか、多様で、かつ大量のニーズとい

うのが社会に出てくるであろうし、また今もあるのではないかという指摘がありました。これはな

るほどもつともと思うわけであります。

特に今、日本社会、いろいろな政治、経済、社

会のシステム変革ということが言われております

て、政治改革ですかと経済構造改革ですか、そ

ういった改革を進めていくに当たりどういう社会

を目指すのかと考えたときに、個人が自己責任原

則で透明なルールをチェックする、事後的に紛争

処理する、そういう仕事が非常に重要、かつニード

ズがふえてくるのではないか。そういう意味で

は、司法試験合格者の数、これは、午前の吉村参考人は、今千人体制になる、そして千五百人体

制が中期目標になっているけれども、もう千五百

人体制に向けたアクションもすぐとつていかなければならないだろうというふうに述べております。

○寺井参考人 はい、この点、いかがでしょうか。

○寺井参考人 社会一般、そして市民が法曹に求めているかというのは、先生御指摘のとおりだと思います。一般論としてはそうでございますが、専門論としてはそうでございます。

けれども、法曹三者は、現在、これまで五百人、七百人だった司法試験の合格者を千名にするといふことで、来年度からこれを実施することにしております。まず、その千名の体制を実行いたしまして、これをもつてます国民の期待にこたえていりますけれども、弁護士といふ人は、弁護士事務所ののみならず企業の中にもどんどん求められるだろ

うし、また若林参考人の職場、報道の世界などで、弁護士といふ人は、弁護士事務所のみならず企業の中にもどんどん求められるだろ

が容易になつてきていますし、また、それを専門的に行つてきていらっしゃる皆さんもたくさんふえています。

そういう中で、では、司法試験、それから司法修習をして資格を与えていく必要があるのかといふ観点でされども、今現在、私ほど述べますけれども、法曹三者は、現在、これまで五百人、七百人だった司法試験の合格者を千名にするといふことで、来年度からこれを実施することにしております。まず、その千名の体制を実行いたしまして、これをもつてます国民の期待にこたえていりますけれども、弁護士といふ人は、弁護士事務所のみならず企業の人権擁護といふことが何よりも第一の目的としてあると考へています。これなくして、法曹資格を持つ者の活動の領域ではないはずであります。

そこで、それ以上の合格者につきましては、司法修習の受け入れ体制の問題、これは実務修習が現状のような形で維持できるのか、できないとすればこれにかわる修習体制があるのか、そのようないふた改革を進めていくに当たりどういう社会をを目指すのかと考えたときに、個人が自己責任原則で透明なルールをチェックする、事後的に紛争

法下における弁護士問題を取り組んでおりますけれども、この中身の問題を検討する必要があります。これなくして、法曹資格を持つ者の活動の領域はないはずであります。

○寺井参考人 はい、この法曹、法律専門家は、またその業務のニーズにこたえていく必要はありますけれども、企業法務または民間の法情報を得る人たちは資格を有する人たちの違いはどこかといえます。これなくして、法曹資格を持つ者の活動の領域はないはずであります。

○澤原委員 はい、この法曹、法律専門家は、またその業務のニーズにこたえていく必要はありますけれども、企業法務または民間の法情報を得る人たちは資格を有する人たちの違いはどこかといえます。これなくして、法曹資格を持つ者の活動の領域はないはずであります。



と、そういう問題点をやはり提起しておりますので、じや、武内参考人自身は何が足りなかつたのか、どう考えているのか、どうすればいいのか、どう考へたいと思います。

○寺井参考人　お答えいたします。

私は、これまで法曹のあり方、しかも弁護士、弁護士会のあり方というものに真剣に取り組んできたつもりでありますけれども、これまで国民広い各層の弁護士に対する理解、あるいは司法修習に対する理解、こういったものがやはり弱かつたのではないかと考えております。先生御指摘のとおり、改革協でもあるいは三者協議でもそのことを、日弁連の意見を堂々と主張してまいりましたけれども、やはり大きな歴史の流れの中で、社会や市民が法的ニーズが高く、身近に多くの法律家がいることを求めていたというふうな波がかなり日弁連を襲つてまいりました。

その意味で私たちは、どのような法律家をどの法律家がいることを求めていたというふうな波についての国民的な理解を求めるための努力をこれまで以上に真剣にやつていかなければ、今回は法曹養成の修習期間の問題でございましたけれども、ほかのさまざまな問題を含めまして、やはり弁護士会あるいは法曹が抱えている問題を、幅広くさまざまの機会を利用して市民の方々に理解していただき、国民各層に理解していただく、このような努力が今まで以上に必要ではないかということを感じしております。

○武内参考人　私の論稿を読んでいただいて、ありがとうございました。私がどうございました。私は、今の問題につきましては、何といって先ほど申し上げたような法曹の役割、弁護士の役割、こういうものをわかりやすく御説明する努力がまだ足りないといふに考えております。したがつて、その内容を、改革協はもちろん、法曹三者協議会の議論だけで終始しているということに問題があつたと思っています。これについては、広報といいましても、一般的な文書や広報をするというようなことではまだ

だ伝わらないということを考えています。その点については、もっと各層に飛び込んでいく、公述願いたいと思います。

○寺井参考人　お答えいたします。

私たち、これまで法曹のあり方、しかも弁護士、弁護士会のあり方というものに真剣に取り組んできたつもりでありますけれども、これまで国民広い各層の弁護士に対する理解、あるいは司法修習に対する理解、こういったものがやはり弱かつたのではないかと考えております。先生御指摘のとおり、改革協でもあるいは三者協議でもそのことを、日弁連の意見を堂々と主張してまいりましたけれども、やはり大きな歴史の流れの中で、社会や市民が法的ニーズが高く、身近に多くの法律家がいることを求めていたというふうな波がかなり日弁連を襲つてまいりました。

その意味で私たちは、どのような法律家をどの法律家がいることを求めていたというふうな波についての国民的な理解を求めるための努力をこれまで以上に真剣にやつていかなければ、今回は法曹養成の修習期間の問題でございましたけれども、ほかのさまざまな問題を含めまして、やはり弁護士会あるいは法曹が抱えている問題を、幅広くさまざまな機会を利用して市民の方々に理解していただき、国民各層に理解していただく、このような努力が今まで以上に必要ではないかということを感じしております。

○武内参考人　私の論稿を読んでいただいて、あ

だ伝わらないということを考えています。その点については、もっと各層に飛び込んでいく、公述願いたいと思います。

○寺井参考人　お答えいたします。

去年十月十五日の日弁連総会に執行部の方から提出された議案書に大変大事な指摘があるのですね。「司法試験・法曹養成制度改革にあたつての基本的姿勢」「司法修習制度を守る視点」「統一・公正・平等の原則に基づいた現行司法修習制度は、戦後司法改革の中でも最も重要な改革の一つであり、司法の民主化を推進する上で大きな役割を果たしてきた」そしてその後、しかし、「この制度を生み出した改革も、行政から独立したとはいえ、裁判所におけるキャリアシステムを温存した」などと、次ぎ、理想と現実の乖離があらわになつてしまつた」と、そして、「その後、司法におけるキャリアシステムはますます強化され、特に昭和四十五年以来、思想信条を理由とする裁判官任用拒否などが相次ぎ、理想と現実の乖離があらわになつてしまつた」という指摘があります。そして、「司法行政と司法修習の管理・運営をめぐる日弁連と最高裁判所との緊張関係は、今日においてもなお解消されたことは言い難い」我々日弁連は、「現行制度の長所を守りつつ、どうすればこのような問題を克服し、さらに前進できるか、そのため弁護士と弁護士会は何をなすべきかという総合的な視点を常に持ち続ける必要がある。」

○木島委員　大変大事な指摘だと思います。それで、寺井参考人にお伺いします。

寺井参考人　私どもは、民主的な司法を実現したいためにには、何としても法曹一元を展望しなければいけない、このように考えております。やはり、社会の実相、具体的な生の体験を、あるいは

は当事者と接する中で、法曹の質を確立していく、その方々の中から、特に現実にそういう条件にあるのは弁護士でございますので、一定期間弁護士の体験をした者から裁判官、検察官になっていく制度、これが法曹一元でございますけれども、そのようなものを展望していくということが大切ではないか、このように考えております。

○寺井参考人　お答えいたします。

先ほど申し上げた研修弁護士制度も、いろいろ持っている意味がござりますけれども、私どもは法曹一元につながる第一歩として位置づけておりますし、今度、ことしの秋に実施いたします日弁連主催の司法シンポジウムでも、法曹一元の理念を確認し、それに到達するための諸課題といふことをついて調査を擧げて行うことで準備いたしております。

私は、冒頭に申し上げましたように、何としても法曹一元を展望した法曹養成制度、あるいは裁判官、検察官のあり方、こういったものを見直す中で、いわゆる官僚的な法曹、官僚的な司法の改善、改革に努力してまいりたい、このように考えております。

私は、冒頭に申し上げましたが、臨司意見書でそれがとんざせられる、そして、裁判所、検察の方から逆の方向、キャリア官僚の養成という形ですと書き返しが図られたというのが今日の現状だと私は思うのです。

そこで、五十年たつて展望を語るのも非常に大事なのでしようけれども、具体的に一步踏み出していく、そしてこの方向を、国民の理解を得る具体的な実践をやっていくことが今求められているのだろうと思うのです。そこが不十分だったのじやないかと思うのです。

そこで、研修弁護士制度がその第一歩だという位置づけだというお話をですが、もうちょっとと具体的にその実現の展望、これは裁判所や検察院、法務省や、予算の問題もあるでしょうから国会の理

解を得なければいかぬわけでありまして、その実現の展望をどう考えているのか、簡単でいいですかね。それで、述べてください。

○寺井参考人　研修弁護士制度の実現の可能性につきましては、まず、弁護士会は現在も司法修習制度の中で弁護士業務修習の運営を担っております。

○寺井参考人　お答えいたします。

そこで、したがつて、その著積に基づいて研修弁護士制度の運営を行なうことは困難ではございません。実現できると考えております。

そこで、現に向けて準備作業が整えば可能ではないかと考えております。それがもし可能であれば、日弁連の手当てを含め、日弁連においてある程度検討を進めしておりますので、最高裁、法務省がこの点についての御理解をいたぐならば、早急にこの実現に向けて準備作業が整えば可能ではないかと考えております。それがもし可能であれば、日弁連としては早急にこの問題を取り組んでまいりたい、このように考えております。

○木島委員　これは兩参考人にお聞きしたいと思うのですが、法曹人口の問題、数の問題は、司法の基盤整備の問題と不可分一体のものだという御主張を、ずっと日弁連は三者協議の中でも、し続けてきたと思うのですね。私もそれは大事な視点だと思うわけです。

先日、当法務委員会で、その中の法律扶助制度の充実の問題、それから、日弁連が今大変努力されて私も高く評価しておりますのですが、被疑者の国連弁護制度の問題、これから、日弁連が今大変努力されてきたと思うのですね。私もそれは大事な視点だと思うわけです。

そこで、若林誠一氏から、公設弁護人事務所構想というのがあります。札幌の国連弁護士シボウムで提唱されたこの公設弁護人事務所構想はなかなかおもしろい提案だと思うということで、大変推奨されているわけあります。

やはり、弁護士過疎対策は、基本的には日弁連各単位弁護士会が本気になってやらなければかね課題でありますので、こういう司法基盤整備の問題、特に今私が述べた公設弁護人事務所構想について、どう日弁連として評価されるのか、あるいはこういう基盤整備のために今後どんな努力をされようとしているのか、お話をお聞かせいたいと思います。

○寺井参考人 私ごとでございますけれども、事務総長に四月一日に就任する前まで、日弁連刑事弁護センターの委員長を務めてまいりました。それで、当番弁護士制度の実績を踏まえ、被疑者国選弁護制度を全国一律に実現するという提案をしております。

そのためには、いわゆる弁護士過疎地、具体的には、北海道の旭川、釧路弁護士会が抱えている広大な地域による弁護士の過疎の問題でござります。これを全国一律二〇〇〇年から実施するためには、どうしてもそこに弁護士を派遣しなければいけないと云ふことが、東京など主要な都市で、余裕があるところで公設弁護人事務所をつくりまして、そこから一定期間、例えば二年、三年刑事弁護を担当する弁護士を派遣する。このようないることから公設弁護人構想が起つたわけでございます。

現在、刑事弁護センターでその具体的な内容について検討されておりますけれども、日弁連としても、この公設弁護人事務所を刑事弁護だけではなくて、民事、法律相談も含めまして、現在進められている総合的な法律相談センター活動の一環と結びつけながら、より積極的な方向で取り組んでまいりたい、このように考えております。

○武内参考人 私は、弁護士過疎というものがなぜ起きるのかという観点から考えるべきものと思つています。

それはやはり何といつても、この経済の状況、それに沿つた形で弁護士が都会に集中し、もともと

と人口過疎地と言われている部分において、弁護士がそこへ事務所を開設しないということになつてゐるのではないかと思ひます。これは、市場原理、経済原理にゆだねていては、またその人數をふやすという形の自然な、市場原理にゆだねるだけでは決して解消しない問題だろうと考えてゐます。むしろ、それは政策的に、要是そこで活動が経済的にペイしなくともそれを張りつける。そのためには、何としてもやはり公的な、あるいは、弁護士会あるいは社会各層間の資金の提供によるそういう弁護士事務所、弁護士の政策的配置

そうしますと、公設弁護人事務所というものは、そういう観点から推進すべきものと考えています。それは当然弁護士会も努力しますけれども、やはりそういう地域住民のための法的サービス、また国として法的問題に対する手当てをするという国民への国の責務という観点からも、もうもうの公的資金の導入などが必要だらうと考えています。

○木島委員 ありがとうございました。終わります。

○笹川委員長 保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人でございま

○保坂委員　社会民主党的

両参考人にお尋ねをしたいのですが、日弁連は当初、修習期間は二年間、これは堅持をするのだという姿勢でやってこられて、一年半ということで、苦渋の選択というお言葉もありましたけれども、半年縮むという問題を少しあかりやすく話していただきたいと思うのです。

一昨日の法務省の答弁では、御自身の修習期間を振り返られて、牧歌的でのんびりしていた、だから半年ぐらいは十分効率を高めるために縮められるのだというふうにおっしゃっていたのです  
が、御自身の修習の体験に照らして、半年期間が縮むということを想定してどんなことが起こって

非効率やむだということが本当にあるのかどうかくるのか、あるいは法務省の答弁にあるように、

という点について、お二人にお尋ねをしたいと思  
います。

○寺井参考人 私も研修所を卒業してもう三十年近くたままでの、当時のことをつぶさに記憶しているわけではございませんけれども、私は、今回法曹三者で合意しました一年半というものであれば、統一修習の実を十分守りながら質の高い法曹を養成していくことができるのではないか、このように考えております。

特に前期、後期の研修においては、例えば民事裁判、民事弁護、これでそれぞれのカリキュラム構成をやっておりますけれども、それを有機的に関連づけながら研修をさせていく、そしてまた実務修習の中でも当事者や生の事件に具体的につかっていく、そこから学んでいくということを修習の担当の弁護士、あるいは裁判官、検察官でそれぞれ異なるところがござりますので、その辺も連絡を密にいたしまして、そうした社会の実相を正しく、しかも忠実に学ぶことができるようなものに私は工夫できるのではないか、このように考えております。

カーリングの練習方、そしてまた検査の内容について、現在最高裁判所司法研修所において検討が進められているようでござりますけれども、

○武内参考人 私は司法研修所を出てから十三年目にになりますけれども、当時のことを思い出ししながらお話ししますが、まず何といっても、修習の中核でありました実務修習において、私はやはり実務家と毎日毎日一緒に過ごすという中で、起きてくる問題そのものを一緒に考えながら修習をして、ようになります。

きたつもりであります。そういう観点から、極めて濃密に実務家とともに考えるという訓練をさせていただいたと考えています。

そして、さらに大事なことは、その後、余の時間、この時間をどう過ごしたかという問題だろう

かと思います。もちろん遊ぶこともありますけれども、それ以外にも、参考書で勉強したり、

研究会などを自主的に開いたり、それから弁護団に実際になっている弁護士の方と語ったり、それから法律実務以外に、カウンセリングの研究会などということもやつたりして、そういう点もそれなりに有意義に使えたと思ってますし、そのときの努力といいますか、それが今の実務家としての活動に役立っていると思う面も多々あります。そういう点が余裕がなくなっていく。つまり、カリキュラムの工夫は結構です、しかしそれが過

密になつて、短縮した分を逆に短縮された期間の中に詰め込むということをやつては、かえつてそういう自動的な、みずから主体的に学ぼうという時間そのものも削られてしまうということを考えています。確かに一年半にしても、その分朝から夜まできちつとカリキュラムを組めばできるかもしないけれども、それでは受け身のものだけになつてしまふかもしれない。

そういう点で、特に将来裁判官、検事になるような方々は、そういうさまざまな弁護団の活動を直接その方々、また当事者の方々と語り合つてやっていくということは非常に大事な経験だらうと思いまして、そういう経験の機会を奪わないのでいただきたいと考えます。

○保坂委員 それでは、寺井参考人にお尋ねいたしますけれども、いろいろ工夫を凝らせば二年間が一年半でも十分有機的なカリキュラムがといふことも理解はできるのですけれども、ただ、今回のそもそもの動機が、高度化し、複雑化し、さまざまな専門分野が絡み合ってまた国際的でもあるという現代社会のさまざまなお要請にこたえるためには抜本的な改革が必要であるということだと思うのです。

先般の質疑によれば、二年間を一年半に縮小する主な理由は受け入れ体制の問題である、しかもその実務修習の部分で、今の人員を考えるとこれがもう精いっぱいだというお答えだつたのですが、そうであれば、新たなカリキュラムを開発す

ることもそもそもその抜本的な改革の前提にならうかと思うのですね。現在、人的な整備が整わなければ思い切って司法がその予算を要求して、人的にも、スペースも拡充して、そして一年間という現在の期間にまた戻すという考え方があつてもよろしいのではないかと思うのですが、その点についてお考えをお願いしたいと思います。

○寺井参考人 現在法曹三者で一年半ということを決めてそれをカリキュラムなどによつて充実していくこうということで取り組んでいくところでございます。その意味で、今後司法予算の拡充をしてまた研修内容の検討ということを踏まえながら、法曹三者で、日弁連も主体的にこれに取り組みまして、先生御指摘の点も含めて考えてまいりたい、このように考えております。

て、やはり容量の問題、指導側の問題、そして予算の問題という観点から切り込んでくるんだと考へています。

例えば、これまで修習生五百人体制で二年間は七百五十人体制で二年間やつていると。これを千人にはすれば、では同じ予算でやるには幾らとなるかとなると、それは一年半だと。千五百人ざつこつしまへんざつ。西脇と組んで奈武と前田

かへたらわれは一年たと  
暮れて身絶の毎日才  
後成り立つてゐるといふふうに思ひます。  
ですから、それはもう本末転倒の話でありま  
で、司法の容量を拡大しなければいけないといふ  
事は、司法の本質的問題ではない。むしろ、

のであれば、何といつても司法の予算をふやし、設備を充実し、人的な資源も拡充していくと。これによってこそ——今、東京地裁の民事の裁判官一人手持ち三百件などというデータもあるそ

すが、それを半分にでなければ審理期間も半分にならぬかも知れない、それから、より納得のできる審理をしてもらえるかも知れない。むしろ、そういう形で司法を国民に納得できるものにしていくと

いうのが国家の司法政策としてまず先にあるべきではないかと考えます。

○寺井参考人 日弁連の主張の二年に対しまして、当初、最高裁、法務省は修習期間一年でございました。

日弁連は、さまざまなお詫びを加えました結果、現在の統一修習の理念を守り、修習の実を上げるために、一年半がぎりぎり限度である、このようなことを考え、また、総会でもこの点を確認

いたしまして三者協議に臨みました。私どもは一年半になつたことに關しまして、今回の裁判所法の改正に基づいて、一年以上ではなくて一年半とするということになつたことを日弁連としては

大変意義深く受けとめております。  
したがいまして、今後、千人以上、例えば十五  
百人というものになつた場合に自動的に一年に一  
くのではないかということを、日弁連がこのこと  
を暗黙にも了承しているということはございまさ

んし、私どもは、一年半が統一修習の理念と修習

特に行政法などを見ますと、今の司法が行政権をチェックするチェック・アンド・バランスといふことを主張する立場です。

う鍵点から、これは憲法上の要請であろうと思ひます。このことを学ぶということが非常に大事なことだというのは明らかであります。

刑事政策などは、少年法の問題なども学ぶ科目であります。非常にそういうものと専門的に学んで、専門を生かして実務家になっていくという者で、なるべくこゝに登場してしまはせぬ。

○保坂委員 大変ありがとうございました。  
さういふ事はございません。

○ 笹川委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人におかれましては、貴重な御意見をお

述べいただきました。まことにありがとうございました。

どうぞ御退席をいただいて結構です。ありがとうございました。

○ 笹川委員長　この際、お諮りいたします。

するに御異議ございませんか

○笹川委員長 質疑を続行いたします。  
○北村哲男君 北村哲男君。  
私は、ます、裁判所法の一部を改正する法律案

について、これは二条だけ改正なんですが、その一部についてまずお伺いしたいと思います。  
というのは、今まで、「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。」という項目がありましたが、今回それに加えて、「ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。」というふうに改正されるようです。

まず、現状はたしか、二年間の修習期間は給与を受けるようになっているんです。例えば二年間で、二回試験といいますか、後の試験に合格しなかつた人はまた一年間、今一年間修習をどうかわかりませんけれども、一定期間修習をされて卒業されるんですが、その間は給料を受けているというふうに私は思っているんですけれども、それがまずなくなるという趣旨のことなのか。その辺について現状がどうなつておるのか。給料関係は二年過ぎてもなおかつもらつておるのかと、いう点について。それを今回はもうそういうことはやめようという趣旨なのか、あるいはそれ以外の趣旨があるのか。今度は一年半になりますよ。一年半だけ給料を出して、それ以外はもう一切やめると。だから、卒業試験に不合格になつた人についてはもう給料は出すのはやめる、こういう趣旨なのが。その辺あたりをひとつ説明していただきたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 まず結論から申し上げますと、現在、二回試験を受けまして、合格留保と言つておるわけでございますが、残念ながら受からなかつた人でござりますけれども、そのまま修習生の身分を継続いたしまして、追試の機会がございます。その追試の機会で合格すればそれで卒業するんですが、そのときまで給与の支給を受けております。

今回は、そういう関係からいきますと、通常二回試験を受けまして、新制度では一年六月、約六年六ヶ月になるわけでございます。もちろん、そ

の期間については若干年によって出入りがござりますので、最高裁判所の方で定めるわけでございますが、その期間を過ぎたら、今度は修習生の身分は残りますけれども給与は出ない、こういうふうに変わるのでございます。

○北村(哲)委員 どういうことかな。一年半で今回は終了するわけですか。それで修習生ではなくなるわけですよね、多分。そうすると、今までとの違いは、終了試験に合格せず残った人にも今まで払つておつたけれども、この次からは払わなければ払つておつたけれども、この次からは払わな

い、こういうふうに理解していいのですかね。○山崎(潮)政府委員 変わるところは、合格留保になつた方、その後追試を受けることになると思いますが、修習生の身分はそのまま残つておりますが、修習生だけが不支給になる、こういう違いでございます。

○北村(哲)委員

どのくらいの人が対象になるか

わかりませんが、一年半あるいは今まで二年間というふうに給料を受けたたんたちは、大体平均年齢も二十九とか三十、三十まではいかないと思いますけれども、二十八以上だと違うのですけれども、多くの人は家庭を持つたりして、そこでぶつり切られて、今まで何とかそういう給料保障があつたのですけれども、ぶつり切られるからね。収入のないようにして公務員として拘束しておいて仕事もしちゃいけないというふうに生まれてしまつたのですけれども、ぶつり切られる自分を自己責任と言われて、じや、だれかに食わせてもらうことを前提ということですね。その辺はどういうふうにあれですか。

○山崎(潮)政府委員 通常の場合、合格留保になりました約二ヶ月ぐらいで追試がござります。大

部分の者はそこで卒業しているわけでござります。そのわざか、通常でいけば三ヶ月ということございます。若干の蓄えはござりますでしょ

うふうに考えておられるので、どういうもので、どういった点ですぐれてはいるかと考えておられるか。そして、その理想と現実の違いについてあるんだというふうな御意見もありました。

そういう面から見て、法曹一元の制度の理念について、一体どのように考えておられるのか。そして、いわゆる法曹一元制度というのはどういうもので、どういった点ですぐれてはいるかと考えておられるか。そして、その理想と現実の違いについてはどのように考えておられるかについて、若干のお考えを聞きましたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 法曹一元の理念でございま

すけれども、その理念につきましては、昔から言われているところでござりますけれども、一般的の国民の立場に立つた通常の生活をして、その中から、市民的な感覚を持って常識的な判断をする

ということですぐれた制度であるというふうに言わ

れているところでござります。

それにつきましては、もう御存じのよう、昭和三十七年から三十九年にかけて臨時司法制度調査会で議論をしたわけでござります。その結論といたしましては、それを行うについては、一つの将来の望ましい姿であるという結論でございま

たけれども、さまざまの前提条件がある。その前

だつたら一定水準に達するところ、そこまでは当然国庫として負担すべきでござりますけれども、自分の責任で通常の水準に達しなかつた、そういう者についてまで国庫で負担をするという思想というのは、やはり少し現代の世の中としてはそこまで面倒を見ることじゃない、自己責任の問題であろうということございまして、不幸にしてそうなつた方、やはり自己の責任で勉強していくただいて卒業していただく、こういう思想でございます。

○北村(哲)委員 最後一点なんですけれども、修習生の地位はそのままあるわけですから、延びてもあるわけですね。一年六月とするというけれども、延びる人は二年になるかもしないし、一定の期間延びるのですけれども。そうすると、公務員の兼職禁止の規定に当たると思うのですよ。だけれども、兼職禁止というのは、一つのところで收入を得ているから兼職が禁止されているわけですからね。収入のないようにして公務員として拘束しておいて仕事もしちゃいけないというふうに生まれてしまつたのですけれども、ぶつり切られる自分を自己責任と言われて、じや、だれかに食わせてもらうことを前提ということですね。その辺はどういうふうにあれですか。

○山崎(潮)政府委員 通常の場合、合格留保になりました約二ヶ月ぐらいで追試がござります。大

部分の者はそこで卒業しているわけでござります。そのわざか、通常でいえば三ヶ月ということございます。若干の蓄えはござりますでしょ

うふうに考えておられるので、どういうもので、どういった点ですぐれてはいるかと考えておられるか。そして、その理想と現実の違いについてはどのように考えておられるかについて、若干のお考えを聞きましたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 法曹一元の理念でございま

すけれども、その理念につきましては、昔から言われているところでござりますけれども、一般的の国民の立場に立つた通常の生活をして、その中から、市民的な感覚を持って常識的な判断をする

ということですぐれた制度であるというふうに言わ

れているところでござります。

それにつきましては、もう御存じのよう、昭和三十七年から三十九年にかけて臨時司法制度調査会で議論をしたわけでござります。その結論といたしましては、それを行うについては、一つの将来の望ましい姿であるという結論でございま

たけれども、さまざまの前提条件がある。その前

められたのでしようが、受ける方としてはたまらない。まあ、一生懸命勉強することになるのでしよう。食えなくなるから勉強しろということだと思いますので、そういうふうに理解して、次の質問に移りたいと思います。

ずっと今まで参考人の御意見をいろいろ聞きました。その中で、弁護士会などからの参考人は、弁護士研修制度についてかなり強くいろいろな要望も出しておられました。その中でいろいろと言葉が出てきたのですけれども、法曹一元ということがしばしば出てきておりまして、法曹界においてはごく当たり前の言葉と思われるのですが、それについても参考人の御意見は、この理想を追求するには今後も変わらない態度で進むという意見があつたり、あるいは、法曹一元というのは法曹界の理想であるにもかかわらず、裁判所、検察官がいわゆるキャリアシステムをつくり上げることによって、これをむしろ崩していくような傾向にあるんだというふうな御意見もありました。

そういう面から見て、法曹一元の制度の理念について、一体どのように考えておられるのか。そして、いわゆる法曹一元制度というのはどういうもので、どういった点ですぐれてはいるかと考えておられるか。そして、その理想と現実の違いについてはどのように考えておられるかについて、若干のお考えを聞きましたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 法曹一元の理念でございま

すけれども、その理念につきましては、昔から言われているところでござりますけれども、一般的の国民の立場に立つた通常の生活をして、その中から、市民的な感覚を持って常識的な判断をする

ということですぐれた制度であるというふうに言わ

れているところでござります。

それにつきましては、もう御存じのよう、昭和三十七年から三十九年にかけて臨時司法制度調査会で議論をしたわけでござります。その結論といたしましては、それを行うについては、一つの将来の望ましい姿であるという結論でございま

たけれども、さまざまの前提条件がある。その前

提条件についてはいまだ満たしていないという結論でございました。

現在、じや、それでどうかということでございましたけれども、法曹一元を行うにつきましては、やはり裁判官になる素地のある弁護士先生方が非常に多くなければならない。あるいは弁護士過疎の問題をどうするか。それから、弁護士の方から任官してくるについてそういう前提条件があるか、例えば、一遍裁判官になつて、もとに戻れるようなそういうシステムになつておられるが、さまざま前提条件がございます。

現在そういう前提について満たしているかと言われますと、まだそこまではいっていないだろうというふうに考えております。

○北村(哲)委員 確かに、現在まだ法曹一元が実現していないということはそのとおりだと思いますが、今この法律改正を機に、法曹一元の趣旨を生かすために、一定期間弁護士実務を経験することを法曹として本格的に活躍するための要件とする研修弁護士案というものを弁護士会が出されました。

この案を出されたときに、昨年の九月、十月ころなんですが、各紙の新聞が一斉に大変歓迎の意を表しておるわけですね。例えば、これは昨年九月六日の日経新聞ですが、「実務修習が短縮される分、仕事を通じた訓練の必要性は増す。豊かな市民感覚を持つた法律家を育てるには、じかに依頼人に接し、その悩みを聞き解決策を探る経験が不可欠である。弁護士会の内部から任官希望者を含めた研修弁護士制度が提案されている。法曹一元化の一歩として真剣に検討してみてはどうか。」といふことがありました。

また、同じような趣旨のものが朝日新聞について、「市民のための法曹養成を」云々とすることでの提案を歓迎しております。そして、同じく朝日でもこれを「日弁連が投じたボール」と、今まで「対応が後手後手に回ってきた感のある日弁連が、初めて自分から投げたボールである。内容の詰めはこれからだが、最高裁、法務省は提案を

真剣に受け止めて実現をめざすべきではないか。」というふうなことも言つておられます。

のについては歓迎を受けたのですけれども、これは三者協議会においては受け入れられなかつたわけですね。その理由はどういうところがあるので

しようか。

○山崎(潮)政府委員 三者協議会で法務省が申し上げました理由をかいづまんで申し上げますけれども、もともとこの三者協議会におきましては、修習期間をどのくらいにするかという議論をずっと続けてきたわけでございます。

昨年の五月に法務省の方から一年六月案を提示させていただいたわけですが、その後あたりからこの問題が出てきたわけでございます。私ども

の立場といたしましては、一年六月でやっていくのだと、それで法曹として東立ちができるのだということを提示させていたいたいわけですが、そこへこの研修弁護士という問題が出てくる。

この研修弁護士、完全な一人前の弁護士ではないわけでございます。いわば仮免の弁護士だといふ形になるわけでございますが、そうなりますと、全部を足せばやはり二年必要なのだ、そういうことになります。それじゃないと本免が来ない。それは我々が考へている理念とは異なつてゐるというのが一点でござります。

それから、検察官の立場で申し上げますと、検察官になろうとする者でござりますけれども、検察官はもともと当事者でござります。日々国民と接しているわけでございます。それから、それだけではなくて、一方当事者でなくして公益の代表者として職務を果たしておるわけでございます。そういう立場にある検察官が研修弁護士をやらなくとも、それが、そういうことと相反するということであつたやに聞いております。現在の司法修習体制が増員の妨げになるならば、修習期間を短縮しても増員をすべきだというのが当時の改革協の意見であったようなのですけれども、修習期間の短縮が、増員と離れて、それが何が何でも必要であることは言つてないというふうに思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 日本弁護士会が提案いたしました研修弁護士制度につきましては、

一年六ヶ月の修習では完全な法曹資格を付与することができない、さらに一定期間の研修弁護士としての研修が、進路を問わず全員に必要であると

いうふうにされておりますが、これは、これまで戦後五十年間、司法修習生としての修習が終わりますと、裁判官、検察官、弁護士になる資格を与える、すなわち司法修習によって完全な法曹資格を与える、法曹を養成するという法曹養成制度が確立されてきたわけであります。これとの関係が問題にならうかと思ひます。新たな研修弁護士制度の導入の可否を検討しようとする場合には、まずこれまで行つてきた司法修習制度の長所、短所を十分に検討し分析する必要があるのではないかというのが私どもの基本的な立場でございま

す。

いずれにいたしましても、日弁連から提案のありました研修弁護士制度は、法曹養成の根幹にかかる問題でありますので、将来の養成制度のあり方に関する一つの考え方として提案されたものと認識しております。将来検討すべきものであるというふうに考えておるところでございま

す。

○北村(哲)委員 あの時点ではまだ取り入れられなかつたという点については、それぞれまだ問題を残している点はあつたと思います。

ところで、そのときに、改革協議会の意見書も出ました。これによると、修習期間を大幅に短縮するということが改革協議会の意見なのですけれども、研修弁護士制度を入れると、その趣旨に沿つて、その研修制度を認めたら弁護士会の言つてゐる一年間をそのまま認めてしまうのじゃないかと、一年間をそのまま認めてしまうのじゃないかと、何か計算高い感じのやりとりのような気がしてしまつた。それから、私は研修弁護士制度が法曹一元の理念の実現の第一歩といふふうに考えると、この意味合いから考えて、もう少し真摯に検討していただきたいと思います。

ところで、三者協議会の議論の中だと思うのですが、そこでは、一方当事者でなくして公益の代表者として職務を果たしておるわけでございます。そういう立場にある検察官が研修弁護士をやらなくとも、それが、そういうことと相反するということであつたやに聞いております。現在の司法修習体制が増員の妨げになるならば、修習期間を短縮しても増員をすべきだというのが当時の改革協の意見であったようなのですけれども、修習期間の短縮が、増員と離れて、それが何が何でも必要であることは言つてないというふうに思います。

備であれば、これは改革協の意見書に反すると言えないのでないかと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○山崎(潮)政府委員 確かに、改革協におきましては、法曹人口の大幅な増加と期間の短縮ということの結論が出ているわけでございます。

どうしても現下喫緊の課題を実現させるために修習期間を短縮せざるを得ないということはあるに申し上げてきたところでございますが、それに研修弁護士といふもの、これを六ヶ月プラスするといふことになれば、やはり二年間やるということになると、これは私どもで言つたのかどうか、革協で言われている流れとは少し違うということです。

ただ、これは私どもで言つたのかどうか、ちょっとと判然とはいしません。

○北村(哲)委員 その議論の中に、何か裁判所が出した一年と、弁護士会が出している二年と、その中間の一年半という、何か数の取引、やりとりで、その研修制度を認めたら弁護士会の言つてゐる一年間をそのまま認めてしまうのじゃないかと、何か計算高い感じのやりとりのような気がしてしまつた。それから、私は研修弁護士制度が法曹一元の理念の実現の第一歩といふふうに考えると、この意味合いから考えて、もう少し真摯に検討していただきたいと思います。

ところで、三者協議会の議論の中だと思うのですが、そこでは、一方当事者でなくして公益の代表者として職務を果たしておるわけでございます。そういう立場にある検察官が研修弁護士をやらなくとも、それが、そういうことと相反するということであつたやに聞いております。現在の司法修習体制が増員の妨げになるならば、修習期間を短縮しても増員をすべきだというのが当時の改革協の意見であったようなのですけれども、私自身は、検事修習は確かに必要かもしれません、それは非常に技術的な点もあると思いますから。

しかし、検事というのは、国家権力を背中に背

負つて、それをもつて被疑者とか被告人と対峙する職業であつて、余りそれを初めからそういう教育をしていくと、弁護士のいわば当事者的な立場あるいは被害者の立場あるいは市民の立場、権力対国民という立場という目から離れた存在になつてくるという恐れが非常にある。

特に、今は非常に検察官の活躍が目立つのです

けれども、余りそれをを目指しますと、検察ファッショ」というか、本当に強くなつたら、要するに敵はない世界になるわけですから、そういう意味ではやはり被害者の目線というものが必要になると

思うのです。その点について、検察官、検察も必要なんだというのと、いわゆる弁護士で法曹の一元として研修が必要なんだというのは、ちょっとと観点が違うような気がするのですけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○但木政府委員 ただいまの御指摘のとおり、これは法曹一元の問題とはやや話が異なるんだろうと思います。法曹一元の問題は、当事者の経験を積んだ者が裁判官にならなければならぬという思想が根本でありまして、そういう意味では、検察官も弁護人も当事者の立場でありますので、法曹一元の直接的な問題ではないと思ひます。ただ、市民的な視野視点に立つた法律家を養成すべきであるという意味で弁護士研修制度はどうか、これはまた別の立場であります。

ただ、ぜひ御理解いただきたいのは、確かに検察官は、刑事訴訟法で与えられた権限行使する者であります。ただ、その仕事の中身で申しますと、日々被害者と接し、被害者のまさに視点、視座に立つてその悩みとか苦しみとかを聞いて、それをどう解決していくのかという問題に日々さらされております。また、被疑者あるいは参考人にいたしましても、その人たちの人权、あるいはその人たちの主張したいことに耳を傾けて検察権を行使しなかつたら、適正な検察権の行使はできないといふふうに考えております。

したがいまして、市民的視野に立たないで、検察官は専ら国家権力を背景にした視野で仕事をし

ているというふうにもお考えでございましたら決してそんなことはない、検察官もやはりまさに市民的な視座に立つて毎日の仕事をやらなければならぬ、そういう職務であるというふうに考えております。

○北村(哲)委員 ただいまの御答弁は本当に理想的な場面といいますか、本当に実際に取り調べを受けて人たちは帰ってきておつしやる。特に政治家の方だつて同じだと思うのです。もうえらい目に遭つたというふうに帰つてこられるのも多くありますから。それはそういうことですか、今の理想を追求するということであります。

それでは、最後になりますけれども、この研修弁護士制度について、確かに前に出したときはいろいろな問題点を含んでおつて不十分であったといふふうに日弁連も言つておられます。しかし、さまでござります。

そういうことで、最高裁あるいは法務省当局はこれを今後この問題が出たときに真摯に受けとめるおつもりがあるかどうかということについて、法務大臣並びに裁判所にお伺いしたいと思います。

○下畠葉国務大臣 お答えいたします。

今回のこの法改正に至る経緯をこれまで勉強させていただきますと、非常に長期間にわたる論議が行われてまいりまして、いろいろな資料を拝見させていたたくと、昭和六十二年ぐらいからいろんな議論が始まつて、実に十年という長期間にわたりまして関係者を中心にして議論が行われ、ようやく去年の十月に合意に至つてゐるということであります。

そうした議論の内容をたどつていきますと、現在の我が国のこの司法制度、司法システムが必ずしも十分に機能はしていらない、問題があるんだといふ認識についてはそれぞれの立場で同じものと共存しているとは思つてますが、その原因は何なのか、あるいはどうやつたら改善するのかといふことになるとかなり認識に隔たりがあつて、そこに大きなギャップがあるような感じがいたしました。

一方の方の意見としましては、我が国の法曹人口といふのは余りにも少なくて、国民の需要には到底こたえられないいろいろな問題があるといふふうに思ひます。しかしながら、日弁連の方からの御提案でもあるわけでござりますし、将来の課題の一つとして検討してまいりたい、このように思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 先ほどお答え申し上げましたように、研修弁護士制度は、日弁連から、将来の法曹養成制度のあり方に関する一つの考え方として提案されたものであるといふふうに認識しております、何分にも法曹養成の根幹に

かかる大きな問題でござりますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○北村(哲)委員 慎重にという意味が後ろ向きてないことを心からお願ひしまして、質問を終わりたいと思います。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございます。

長時間、夜遅くなりまして、大臣も御苦労さまです。

私は、ほかの多くの先生方と違いまして、特に法曹であるというわけでもございませんし、そういう意味では本当に素人的な素朴な視点から、疑問に思つてゐる点につきまして何点か御質問したいといふふうに思ひます。

今回この法改正に至る経緯をこれまで勉強させていただきますと、非常に長期間にわたる論議が行われてまいりまして、いろいろな資料を拝見させていたたくと、昭和六十二年ぐらいからいろいろな議論が始まつて、実に十年という長期間にわたりまして関係者を中心にして議論が行われ、ようやく去年の十月に合意に至つてゐるということであります。

そうした議論の内容をたどつていきますと、現

在の我が国のこの司法制度、司法システムが必ずしも十分に機能はしていらない、問題があるんだといふ認識についてはそれぞれの立場で同じものを共有しているとは思つてますが、その原因は何なのか、あるいはどうやつたら改善するのかといふことになるとかなり認識に隔たりがあつて、そこ

に大きなギャップがあるような感じがいたしました。

そこで、最初に大臣に、大臣は今回の法案のもととなつておりますさまざまな改革を、そのまま

ざまな変更を行つて当たつて、我が国の社会のあり方、あるいはその中における司法システムのあり方、また将来にわたつてどういうふうな期待がされているといふふうな御認識をお持ちなのが、その辺の基本的なお考えをまずお伺いしたいとい

な意見もこれまで示されています。

他方では、法曹人口の増加、すなわち合格者の増加というのは不要なんだ、要らないという御意見も多く示されているようであります。その理由としては、我が国の社会というのはよく、欧米とはやはり違うのであって、今の司法制度が抱えているような問題点というのは法曹の人口ということもまた別のところにその原因があるのであって、将来もそれほどのニーズというのは見込めない。そればかりか、人数をふやすと、中にはこういう御意見も聞くのですけれども、法曹の関係者は、弁護士の質が低下したり、弁護士が仕事がなくなると何か悪いことをするんじやないかとか、だから逆に、法曹人口を増加するとかえつて国民の信頼を失うことになるというような御意見もあります。

きょうの参考人に、いろんな立場から御意見を伺いました。本日至つても、なおかなりその辺の認識には隔たりがあるというところであるといふふうに思ひます。専門家の間でこれだけ議論が尽くされて、なおかつ考え方がこれだけ食い違うというのは、なかなか部外者から見ると理解しにくい面もあるんですけれども、私はこれは、我が国

の社会のあり方といふんですか、これに対する認識がやはり違うのかな、その辺のことがあるのか、あるいは、この社会の中において今司法のシステムがどういう役割を果たしているかといふことに対する認識、あるいは今後司法システムに期待される役割についての認識が、その立場によつて大分異なつてゐるのかなといふふうな印象を受けたわけであります。

そこで、最初に大臣に、大臣は今回の法案のもととなつておりますさまざまな改革を、そのまま

ざまな変更を行つて当たつて、我が国の社会のあり方、あるいはその中における司法システムのあり方、また将来にわたつてどういうふうな期待が

されているといふふうな御認識をお持ちなのが、その辺の基本的なお考えをまずお伺いしたいとい

〔委員長退席、八代委員長代理着席〕

○下稻葉國務大臣 将来、司法のシステムはどういうふうにあるべきかというふうな問題で、大きな問題でございますが、私なりに考えておりますことを申し上げます。

御承知のとおりに、社会の複雑化あるいは情報化、国際化というふうなのが進みますし、規制緩和、それから、いつも申し上げておりますように事後チェック、自己責任の社会になってくると思します。そこで、国家の基盤でございます安全な生活や秩序ある社会、経済活動の確保といふことは、これは不可欠の問題であろうと思います。

そこで、そういうふうな社会の中において司法はいかにあるべきかというふうな観点から申し上げたいと思います。

私は、法務大臣になりましてつくづく感ずるわけでございますが、最初の問題はいわゆる総会屋の問題がございました。そしてまた、暴力団の影といふものが社会の中にいろいろ見え隠れいたしまして、総会屋でございますとか暴力団でございまして、これが暴力団でございまして、金銀等を含めましていろいろな問題もございました。そしてまた、暴力団の影といふものが社会の中にいろいろ見え隠れいたしまして、銀行、金融機関、日銀等を含めましていろいろな問題もございました。

特に、総会屋でございますとか暴力団でございまして、この二つがございました。

まず第一に、八年度から導入されましたいわゆる合格枠制について御質問したいといふふうに思いますが、やはりこれはどう考へても、ちょっとと不自然な手法といふふうに思われるを得ません。

これまでの質疑を聞いておりましても、あるいは参考の方々の御意見を聞いていましても、どうも納得できない部分が多いわけであります。もちろん、司法試験の点数だけが法曹としての適性を決定する要素だといふふうには私も思いませんし、この司法試験というものが、数ある試験の中でも難関中の難関と言われる試験でありますので、それに合格するまでに何年もかかるという試験の現状といふふうか、非常にそもそも論の部分で、ふうには思わないわけでありますけれども、ただ、あくまでペーパーテストをもって、試験をもつて合否を決めるといふふうに決めていい以上、これはやはり公平であるのが筋なんじやないかといふふうに思います。

そういう意味では、特別な枠を設定するといふのはやはり公平性が欠けるんじやないかといふふうに思ひます。やはり試験で合否を決めるとき、その要請も非常に難しい話かもしませんけれども、その辺がなかなか共通してこないと、三者

会というものが必要じやないか。お話をいたしましたように、弁護士さんの存在といふのは、大変な問題でござりますが、私なりに考えておりますことを申し上げます。

そこで身近に感するような形にしたい。それと同時に、やはり弁護士さんに頼むと幾ら金がかかるのかわからぬといふふうな懸念もないわけじやないだろ」と思います。そういうふうなものをカバーする側面として、あるいは法律扶助の問題

のなかなどいうふうに感じるのであります。きょうも、昨年合意に至っているとはいっても、参考人の方々にそれぞれの立場からいろいろ御意見を伺つても、今なお本当の納得の上の合意ではなかつたというのがよくわかったわけであ

りまして、引き続き、これはどういう方法がいいのかわかりませんけれども、その辺はやはり共通のこと、そういうふうな社会も必要じやなかろうか。そしてまた、裁判なりなんなりに持つていきました場合に、スピードティーに事件が解決する。

そういうふうな、国民の中に身近に感じて、そして手取り早く気軽に相談できるような司法のシステムというふうなものが、私は根底にあってしかるべきじやなかろうか。そういうふうな形が、非常に透明性も保たれた社会になるのじやないだろか。

そういうふうなものを解消するために、一つ一ついろいろな問題がござります。それをやはり一つ一つ解決していくことによって、将来の我が国における司法のあり方、システムというふうなものが構築されるのじやないだろか、このようになります。

まず初めに、八年度から導入されましたいわゆる合格枠制について御質問したいといふふうに思いますが、やはりこれはどう考へても、ちょっとと不自然な手法といふふうに思われるを得ません。これまでの質疑を聞いておりましても、あるいは参考の方々の御意見を聞いていましても、どうも納得できない部分が多いわけであります。もちろん、司法試験の点数だけが法曹としての適性を決定する要素だといふふうには私も思いませんし、この司法試験というものが、数ある試験の中でも難関中の難関と言われる試験でありますので、それに合格するまでに何年もかかるという試験の現状といふふうか、非常にそもそも論の部分で、ふうには思わないわけでありますけれども、ただ、あくまでペーパーテストをもって、試験をもつて合否を決めるといふふうに決めていい以上、これはやはり公平であるのが筋なんじやないかといふふうに思います。

そういうことから合格枠制というのを導入したわけでござりますが、今委員御指摘で、不合理だとおっしゃられましたけれども、合格者の七分の二につきましては、受験から三回以内の人をとることにすることになるわけでござますが、この枠については、三回以内の方は全員がそのバスを利用できるという意味におきましては、そこは平等である。それで、不幸にして受からなかつた場合は一般枠といふことであつて、だれにも同じ条件で適用されるということございまして、それが本

○上田(黒)委員 今の大臣のお話、最近の社会情勢を思いますと、本当にそのとおりだといふふうに思ふのです。

これまでいろいろと、いろいろな枠組みの中で議論が行われてきて、なかなかその辺の意見の集約が困難であった。その辺のやはり根底の部分と、いうのでしようか、非常にそもそも論の部分で、やはり法務省、最高裁、それと弁連の方なんぞで、しっかりと根柢の部分で、しようか、それぞれの立場で、非常に一番根柢の部分での認識にかなり違ひがあるがゆえに、なかなか意見の集約ができるかなといふふうに感じるわけであります。これまでも長期間にわたつて議論してきたことなので、さらに議論してくれ

○山崎(潮)政府委員 これをそもそも導入した理由について申し上げますけれども、昭和五十年代から、この司法試験につきまして、平均受験回数が多くなつてしまつました。それからまた、合格者の平均年齢が非常に高齢化してきたということはまだ足して二で割つたような結論しか導けないのではないかということを本当に懸念するものであります。

そこはそれにしておきまして、次に、若干法案について手取り早く気軽に相談できるような司法のシステムというふうなものが、私は根底にあってしかるべきじやなかろうか。そういうふうな形が、非常に透明性も保たれた社会になるのじやないだろか。

そこはそれにしておきまして、次に、若干法案

いかというふうに考えております。

○上田(男)委員 今部長のおっしゃったこともわからないわけではありません。

それで、平成八年度から二回、この制度が実施されました。この制限枠を設けることについて

は、これも賛否両論あつたわけですから、それに対し反対の立場の話としては、今言った公

平ではないという観点と同時に、これはやはり試験の点数や順位といったものに差があるので、合

格者の質が低下するのではないかというような批判もあります。本当にそういうことがあるのだろうかということと、また逆に、わざわざ特別枠を設けているので、ですからその制限枠による合格者というのは、やはり何かの優位性がなければ、設ける必要もないのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがなのか。この制限枠による合格者とそれからその他の一般による合格者の方々との間に、何らかそういう違いといつたものが認められるのかどうか、その辺の御認識はどうなんでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 今、質の問題も御質問いたしましたが、まず質の問題に関しましては、平成八年、九年と二回実施しているわけでございますが、これの関係で一科目当たりの合格点の差を見てまいりますと、平成八年度が〇・六七点、平成九年度が〇・七九点ということです。これに、六科目でございますので、六を掛けると、大体四・幾つの差があるということになります。ただ、その口述試験の合格率についても、それでどちらとも余り差はないという結果でございます。

私、個人的で申しあげさせていただきますが、司法試験委員を八年ぐらいやっておりました。採点をしてみると、何点差というのはそれほど大きな違ひはないというのが実感でございます。その一つ一つの足し算で、ボーダーラインのところに物すごく固まるわけでございますけれども、ただ、その四点、五点ぐらいの差では、将来、じゃそれで低い方が受かつたら伸びないか、そういう相関関係はないのではないかというふうに考えております。

係はないのではないかというふうに考えておりま

す。ですから、それほど質が下がるということではないだろう。

それからもう一点でございますが、その優位性

というのですか、一応この試験につきましては、それが合格枠で入って、だれが一般枠で入ったか

ということは、これは秘密にされておりまして、それは司法試験の教育であつたって知らないとい

う状況でございまして、もちろん生徒の間でどちらかということもわからないわけでござります。

実際、これは私、教えているわけではございませんけれども、いろいろ聞いているところによる

と、それほど両者で大きな差異があるとかないと現実に当事者としては知らない形でやっているわけでもございませんけれども、その修習生の間で何か、そういう声も聞いたこともございませんし、

○上田(男)委員 先ほど参考人質疑で、日弁連の事務総長が、既にその制限枠以外の合格者の受験回数もかなり下がってきていて、もう既にその目

的といふのですか、目標は達成されているのではなくいかというような意見の陳述もありました。

今、山崎部長の方から、それほど差異がないのではないかというような話でございましたし、私も全く

本當にそうなんじゃないかというふうに思いました。されど、やはり何となく不自然というか、

あれば、やはり何となく不自然というか、ちょっとと考えると不公平というのでしょうか、公平ではないような感じのするこうした制度を、導入したばかりなんで、すぐにということではない

のかもしれません、どうも今私が伺つた部長の話と、それから先ほどの日弁連の事務総長のお話を総合しますと、引き続きこの制度を続ける理由

は、やはり司法試験、これは制度でございます。それで、二年間この合格枠制を導入してきたわけですが、確かに三万人の大台に乗つていう状況でござります。

確かに若い人はふえてるという状況にはございませんが、ただこれは一回、二回の試験のデータでございます。それで、もう少しデータを見ましてもとの状態に戻したということで、それで本当に安定的な数字が得られるかということは確信せんと、やはり安定的な状況になるのかならないのか、その辺を勘案しないと、今、じや直ちに外でござりますけれども、その修習生の間で、それが不公平感があるとか、そういう話は聞いておりません。

○上田(男)委員 先ほど参考人質疑で、日弁連の事務総長が、既にその制限枠以外の合格者の受験回数もかなり下がってきていて、もう既にその目標といふのですか、目標は達成されているのではなくいかというような意見の陳述もありました。

今、山崎部長の方から、それほど差異がないのではないかというような話でございましたし、私も全く

本當にそうなんじゃないかというふうに思いました。されど、やはり何となく不自然というか、公平ではないよう

ではないような感じのするこうした制度を、導入したばかりなんで、すぐにということではない

のかもしれません、どうも今私が伺つた部長の

話と、それから先ほどの日弁連の事務総長のお話を総合しますと、引き続きこの制度を続ける理由

は、やはり何となく不自然というか、公平ではないよう

ではないような感じのするこうした制度を、導入したばかりなんで、すぐにということではない

のかもしれません、どうも今私が伺つた部長の

話と、それから先ほどの日弁連の事務総長のお話を総合しますと、引き続きこの制度を続ける理由

は、やはり何となく不自然というか、公平ではないよう

ではないような感じのするこうした制度を、導入したばかりなんで、すぐに

について、どう考えられているのか、また、こうした懸念が生じないために何か対策を考えられているのか、その辺についてのお考へを伺いたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 きょう私も参考人の御意見を拝聴しております。この点につきましては、立法の趣旨といたしましては、両訴訟法、これを必須にする。それで、受験生の負担の軽減のため、やむを得ず法律選択科目を廃止するということがあります。それで、もう少しデータを見ましても、何か不公平感があるとか、そういう話は聞いておりません。

○上田(男)委員 先ほど参考人質疑で、日弁連の事務総長が、既にその制限枠以外の合格者の受験回数もかなり下がってきていて、もう既にその目標といふのですか、目標は達成されているのではなくいかというような意見の陳述もありました。

今、山崎部長の方から、それほど差異がないのではないかというような話でございましたし、私も全く

本當にそうなんじゃないかというふうに思いました。されど、やはり何となく不自然というか、公平ではないよう

ではないような感じのするこうした制度を、導入したばかりなんで、すぐに

のかもしれません、どうも今私が伺つた部長の

話と、それから先ほどの日弁連の事務総長のお話を総合しますと、引き続きこの制度を続ける理由

は、やはり何となく不自然というか、公平ではないよう

ではないような感じのするこうした制度を、導入したばかりなんで、すぐに

のかもしれません、どうも今私が伺つた部長の

話と、それから先ほどの日弁連の事務総長のお話を総合しますと、引き続きこの制度を続ける理由

は、やはり何となく不自然というか、公平ではないよう

ではないような感じのするこうした制度を、導入したばかりなんで、すぐに

うなつてはいるのかというのを少し教えていただきたいのです。

一つは、この試験に不合格といふのですか、合格率といふのでしようか、不合格になるのはどのくらいなのか、その辺の実態。

それから、あわせてちょっとお伺いしたいのですが、そもそも、司法試験という難関中の難関の試験に合格した人たちが修習を受けて、さらに卒業試験というわけありますので、そういう法律の専門知識が不足しているということではないんだろうというふうに思うのですけれども、ここで合格あるいは不合格を決めるに当たっての評価基準というのをどうか、それはどの辺に置かれてるのか、その辺をお伺いしたいというふうに思っています。

〔八代委員長代理退席、委員長着席〕

○堀籠最高裁判所長官代理者 修習生が法曹になるために受けた最後の試験を私どもは二回試験といふに呼んでおりますが、この二回試験の合否の判定につきましては、この二十年来、二月から三月にかけて行われます考試。これが二回試験でございますが、そこで不可の科目が出た者に対して直ちに不合格ということにいたしません。三ヶ月程度勉強させた後で、不可をとつた科目について追試験を実施いたします。そのため受ける試験を私どもは二回試験といふに呼んでおりますが、この二回試験の合否の判定につきましては、この二十年来、二月から三月にかけて行われます考試。これが二回試験でございますが、そこで不可の科目が出た者に対して直ちに不合格ということにいたしません。

○上田(勇)委員 極めて例外的なことなんですが、安藤さんには、最近五年間で二回試験で不可をとつた人を申し上げますと、司法修習生、平成六年が一人、平成七年はゼロ、平成八年はゼロ、平成九年は三人、平成十年、ことしは四人であります。最近十年で申し上げますと、十三人ということになります。

○上田(勇)委員 極めて例外的なことなんですが、安藤さんには、最近五年間で二回試験で不可をとつた人を申し上げますと、司法修習生、平成六年が一人、平成七年はゼロ、平成八年はゼロ、平成九年は三人、平成十年、ことしは四人であります。最近十年で申し上げますと、十三人ということになります。

○篠崎委員 自由党の達増拓也でございます。まず、最高裁に質問いたします。司法修習のカリキュラムでありますけれども、それが一体どのように決めているのでしょうか。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法研修所の教材の主要なものは公刊されております。例えば「民事訴訟第一審手続の解説」でありますとか「刑事第一審公判手続の概要」「検察講義案」「民事弁護の手引」「民事弁護における立証活動」「刑事弁護实务」というような教材は公刊されておりましても、その内容が修得すべきものとして期待されているのか、どちらの方を政府に伺いたいと思います。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法修習のカリキュラムにつきましては、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の各教官室の代表で構成されますカリキュラム委員会において、各教官室の意見をもとにカリキュラム案を作成し、教官会議で決定するというやり方をしております。各教官室の教官は、一番若い人でも十年以上の経験のある方であります。実務経験の豊富な現役の裁判官、検察官または弁護士でありますので、司法研修所のカリキュラムは、実務経験のある法曹によって決定されているということを言えます。

合格しているというのが実情でございます。

ところで、当初、二回試験で特定の科目について不可の成績をとり合格を留保されている者は、平均しますと、年に一人ないし二人おりますが、その大部分は、ただいま申し上げたような方で占められておりますが、まれには、それほど年齢が高くなない修習生も含まれております。

その人たちが不可をとつた理由については必ずしもつまびらかではございませんが、司法研修所の教官の話によりますと、法律実務家となるための目的意識が薄弱なため、研修を怠つてレベルに達しなかった者もいるということでございます。

その者たちは、三ヶ月程度の集中的な勉強により水準的なレベルの知識、能力を得て、追試験では合格の判定を受けています。その結果、その者はたちは、三ヶ月程度の集中的な勉強により定期的にも開催されているところでございます。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法研修所は、裁判官の研究及び修養を司法研修所の取り扱う事務というふうに定めておりまして、同條に言う研究及び修養と申しますのは、人格、識見の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究を意味しているものと解していきます。

もとより、社会人としてあるいは法曹としての人格、識見の向上は、不断の自己研鑽に負うところが大きいわけですが、司法研修所といつしましては、その手助けとなるべく、法曹としての心構え、法曹倫理、バランス感覚等を修得することが期待されるわけであります。そういう教材は、法律に关心のある一般国民にも有益なもののが少くないと考えるわけでありますけれども、そういうものは公開されているのでしょうか。

一般国民ができるようになつていているので、しょうか。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法研修所の教材第一審公判手続の概要」「検察講義案」「民事弁護の手引」「民事弁護における立証活動」「刑事弁護实务」というような教材は公刊されておりました。裁判官の研究及び修養を司法研修所の取り扱う事務といつしましては、その手助けとなるべく、法曹としての心構え、法曹倫理、バランス感覚等を修得することが期待されるわけであります。そういう教材は、法律に关心のある一般国民にも有益なもののが少くないと考えるわけでありますけれども、そういうものは公開されているのでしょうか。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法研修所の教材第一審公判手続の概要」「検察講義案」「民事弁護の手引」「民事弁護における立証活動」「刑事弁護实务」というような教材は公刊されておりました。裁判官の研究及び修養を司法研修所の取り扱う事務といつしましては、その手助けとなるべく、法曹としての心構え、法曹倫理、バランス感覚等を修得することが期待されるわけであります。そういう教材は、法律に关心のある一般国民にも有益なもののが少くないと考えるわけでありますけれども、そういうものは公開されているのでしょうか。

官室の意見をもとにカリキュラム案を作成し、教官会議で決定するというやり方をしております。各教官室の教官は、一番若い人でも十年以上の経験のある方であります。実務経験の豊富な現役の裁判官、検察官または弁護士でありますので、司法研修所のカリキュラムは、実務経験のある法曹によって決定されているということを言えます。

また、地域別司法修習指導担当者協議会及び地域別弁護修習連絡協議会など、実務修習において司法修習の指導に当たっている実務経験豊富な裁判官、検察官及び弁護士が、司法修習のカリキュラムについて意見を出し合い、協議する会が定期的にも開催されているところでございます。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法修習、そのようにカリキュラムが組まれて修習を行つておりますが、その際に使用する教材、これは本当に法曹界の最先端の方々がつくつて、それを司法試験合格者の修習に使うということで、非常にレベルの高いものであります。それが、法律に关心のある一般国民にも有益なもののが少くないと考えるわけでありますけれども、そういうものが少くないと考えるわけでありますけれども、そういうものは公開されているのでしょうか。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法修習所は、裁判官の研究及び修養を司法研修所の取り扱う事務といつしましては、その手助けとなるべく、法曹としての心構え、法曹倫理、バランス感覚等を修得することが期待されるわけであります。そういう教材は、法律に关心のある一般国民にも有益なもののが少くないと考えるわけでありますけれども、そういうものは公開されているのでしょうか。

して「修養」という言葉があるわけがあります。今回の法改正によって、今後の研修において法曹倫理等の修得ということが言われているわけでありますけれども、今までの修習の中でも、この修養という言葉でそういう法曹倫理等のことについても行っていたのでしょうか。この修養というのは一体具体的にはどういうものなんでしょう。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法研修所は、裁判官の研究及び修養を司法研修所の取り扱う事務といつしましては、その手助けとなるべく、法曹としての心構え、法曹倫理、バランス感覚等を修得することが期待されるわけであります。そういう教材は、法律に关心のある一般国民にも有益なもののが少くないと考えるわけでありますけれども、そういうものは公開されているのでしょうか。

○篠崎最高裁判所長官代理者 司法研修所は、裁判官の研究及び修養を司法研修所の取り扱う事務といつしましては、その手助けとなるべく、法曹としての心構え、法曹倫理、バランス感覚等を修得することが期待されるわけであります。そういう教材は、法律に关心のある一般国民にも有益なもののが少くないと考えるわけでありますけれども、そういうものは公開されているのでしょうか。

人が人を裁くわけでござりますので、まずその辺のところで人格的にきちっとした者でなければならぬ、それから人間性が豊かな者でなければならぬ、そういう一般的なものはますございま

す。

それ以外に、やはり自分の、例えば民事なら民事の事件、刑事なら刑事の事件というだけではなくて、司法制度全般についてやはり興味を持つて、将来必要なことは改革していくというような公的な意識、こういうものもきちっと植えつけたいということでございます。

先ほど研修所の方から話もございましたけれども、まず、こういうものにつきましては、本来自己研さんがやはり中心だらうと思います。しかし、みずから何もないところでやれといつても、これはなかなか不可能、難しいところでございまして、やはりどういう点に自分の人生を決めていつたらしいのかというヒントを与える。そういう意味では、法律家以外の各界で一応功成り名遂げた方、そういう方がどういう辛苦をされて大成したのかとか、そういうところを聞かせたり、あるいは事例を与えて修習生の間で議論をさせるとか、そういうさまざまな工夫をやっていきたいと

いうことでございます。

○達増委員 もう少し今の質問で引用した法曹三者の合意の中身について伺っていただきたいと思いま

す。

法曹資格取得後の研修の充実ということが述べられておりまして、司法修習が終わつた後、それが実務の世界に入つて、その後の研修の充実ということで、これについて、それぞれの三つの分野でその後の研修というのは非常に重要なこと、また具体的にどういう研修が行われているかについては、先般の質疑応答、答弁の中でも政府から説明があつたところでございますが、そうした法曹三者個別の研修に加え、その法曹三者間の協力を行つていこう、さらには合同研修といふものも行つていこう、こういうことが合意事項の中に、そういう方向性が書かれているわけであ

ります。

これはいろいろ議論があるところなんだと思

りますが、まずは千人体制にした後、その新しい

社会体制に向けて云々とあるわけでございますけれども、中期的に目標として千五百人というこれを

いうことは事実でござりますが、どうしても、各分野別でやるということになりますと、自分たちの問題意識だけで話し合つてしまつて、それがござります。大体、だから結論は、ある程度幅があつても一定の範囲におさまってしまうという可能性もございます。

しかし、それで果たして物事の見方は正しいのかどうか、これはまた別途の立場からも見てみなければならないわけでござりますし、また自分たちが考えたことについてどういう批判があるのかとか、そういう視点からも考えていかざるを得ないと思います。

そういう意味で、今まで一遍卒業してしまつてそれぞの道を行きますと、友人とかそういう個人的なつき合いで裁判官の人が弁護士とつき合つたり検事とつき合つたりということはあっても、それはもう非常に單発の個人の話でございまして、やはり全体として法曹三者が、一定資格を持つた後、そして実務を少し経験した後に、共通のテーマあるいは法曹倫理の問題でも結構です

し、最近起つてゐるいろいろな事象の問題、それ以外、いろいろなテーマ、共通のテーマがあると思いますけれども、そういうものについて、それぞれ違つた道に進んだのだから別の角度から議論をし合おう、こういうことによつて法曹三者の相互理解も十分になりますし、その中から将来幅広い法曹ができるいくといきつけるになるので

はないかということから、卒業してから大体三年から五年の間、一ヵ所に集まつて共通のテーマでやつていこうと考えたわけでございます。

○達増委員 同じく昨年十月二十八日の合意の中の話でありますけれども、中期的目標として合格

者は千五百人体制ということになつてゐるわけであります。これはいろいろ議論があるところなんだと思ひます。たゞ、今は千人体制でいろいろ検証を加えまして、その上でその問題点を抽出して、もつと多くの人数を受け入れても大丈夫かどうかといふことをまず第一に検証しなければならない。これはやはり教育の問題、単なる増員の問題ではない、こうしたことになるわけでござります。

それと、千五百人に増加するかどうか、これは意見の相違があるわけでございます。確かに私どもはそのぐらいの法的ニーズはあると考えておりますけれども、これをある程度検証はきちっとしなければならないだろうということでございまして、そういう法的動向もきちっと把握しよう。そ

ういうことを、新しい修習体制の卒業生が出てから三期目にすぐやるということではなくて、この法案をお認めいただいたら、新しい体制に入りましたらすぐに検討していこうということでございまして、増員の方向性は示しているわけでございま

ますので、増員の方向に結論が出るか出ないか、これはなかなかお答えしにくいところでございま

すが、ただ、合意書の中で、やはりこの増員に向けて、千五百人程度への増加とこれを図る上で問題点という表題を打つてあるわけでございまして、増員の方向性は示しているわけでございま

す。

委員御指摘のように、将来どうなるかということでござりますけれども、私ども、やはり物事を役人として始める以上、それについては前向きでやるということを考えていてはとても仕事ができません。ですから、我々としては、きちっとやつてやさしいことを考えていてはとても仕事ができません。そこで、きつとやつていく、そういうつもりでやるということを申し上げたいと思います。

○達増委員 法曹三者の協議のあり方等については、また次の次の質問でちょっと触れていたいことを考えていてはとても仕事ができません。ですから、我々としては、きつとやつていく、そういうつもりでやるということを申し上げたいと思います。

○達増委員 法曹三者の協議のあり方等について見陳述の中で、今述べた調査及び検討期間を置く必要はなく、法曹三者の調査期間を短縮してできるだけ早期に合格者増加のための三者の協議を開

始すべきであるというふうに述べておきました。こうした意見も踏まえて進めていたいだきたいと思います。

さて、ここで最高裁に質問をいたしたいと思ひます。

法曹人口をふやしていく際、裁判官の数の問題

なんですかけれども、弁護士の数ということについて、これは社会でのニーズがかなり直接反映して、いろいろな弁護士事務所ですか、仕事の依頼がどんどん来るということで、弁護士も需要供給の関係で数がふえていくことがあると思ひますし、また、検事の数については、これは基

本的には政府が決めるわけでありますけれども、その政府に対しても国会のコントロールが及んでいるわけでありまして、それぞれ、一つは市場原理、もう一つは国会と政府の間の関係、いずれも国民の民主的な関与といいますか、数の決定に当たって国民がかなり影響をきちっと及ぼす体制ができるいると思うのですね。

他方、裁判官の数の場合、裁判所がかなり自由的に、もう三権分立のもとで国会のコントロールも直接及びませんし、また政府のコントロールも直接及ばない、まして市場原理由に基づいて裁判官の数が決まるわけでもなく、非常に自律的に決められる仕組みになっていると思うのです。

そういう中で、最近、社会の中に裁判官をもっとふやすべきじゃないかといふ声がある一方で、なかなか実際にはふえないことがあるわけでもありますけれども、最高裁としては、いかなる根拠でこの人数を決めているのでしょうか。  
○浜野最高裁判所長官代理者 様お答えいたしま

状況、事件数がたくさんあつて、それが効率的に処理されているのか、それとも訴訟運営が停滞しているのかという総合的な事件処理状況でござります。この二つが大きいわけございますが、さらに申し上げますと、定員の数を算定いたしましても充員ができませんと空定員になるということでございますので、一つの予算上の制約として、充員の見込みといふものも考慮して、そういうことでござります。この二つが大きいわけございますが、ささらに申上げますと、定員の数を算定いたしましても充員ができませんと空定員になるということでおざいますので、一つの予算上の制約として、充員の見込みといふものも考慮して、そういうことでござります。

○増田委員 先ほどの統計で、法曹三者の協議の目指していく、これは非常に結構なことで、また必要なことだと思います。高度に専門的な分野でありますし、そつした専門家が協力していろんな研究を行い、いろいろな検討を行うということは非常に重要なことですけれども、一方で、そのあり方等について質問させていただきたいと思うのですけれども、法曹三者それぞれの専門分野が密接に協力し、協議し、重要事項について合意を

提げて国民の声を反映するような、そういうシステムのあり方をつくっていかなければならぬのではないかということを思つたわけござります。非常に大きな問題でありますけれども、質問の最後に当たりまして、この点について政府の意見を伺いたいと思います。

○下藤法務大臣 御承知のとおり、この法案は

開法として政府が提案しているわけでござりますが、お決めいただくなのは国会でござります。したがいまして、最終的には国会の御意見で法律が成立するかしないかということに相なるわけでござります。

今回の法案につきまして、今委員御指摘のように、平成三年から改革協力議論されてきております。今回の法案につきまして、今委員御指摘のよ

うでございますが、改革協力議論のメンバーは、経済界の代表でございますとかマスコミの代表あるいは主婦連あるいは学者の代表、それに法曹三者の代表等々が入っております。そして今お話しのようになつておられます。それを、今度は専門的に法曹三者の話し合いが具体的に始まつたのが平成八年。それで昨年の十月ごろ結論が出たというふうに私は承知いたしております。この法案の基礎になる結論が出たと思います。

ですから、まさに幕末の日本のように、本当に立して御意見をおありだらうと思います。日弁連の御意向といふものは、私の承知しておりますところ、日弁連の総会にかけて投票によつて決まりました。そしてこの案が承認されたというふうに承知いたしております。そこで法曹三者の意見がまとつたというふうなことでござります。

これもまた議員御承知のとおりに、昭和四十六年、第六十五回国会におきまして、当法務委員会におきまして、これは民訴法の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、「政府及び裁判所は、司法制度の改正にあたり、在野法曹と密接な連絡をとり、意見の調整を図るよう努めるべきである」という附帯決議がござりますが、その附帯決議あるなしにかかわらず、私どもは法曹三者として常に密接な連絡をとりながら、こういうふうな法曹にかかる重要な問題については協議し検討をしなくてはならない、このように思いますし、今後もそういうふうにしてまいりたいと思います。

他方、今お話しのように、ちょっと時間がかかり過ぎているのじやないかといふ御意見もありますが、法曹三者それぞれ立場はござりますけれども、進めてまいらなければならぬ、このように考えております。

○増田委員 いろいろ国際化ですか情報化ですかとが社会が大きく変化して、また日本社会のあり方も大きく変わつていかなければならぬのじやないかといふ問題点のものに、政治の世界や経済の世界も大きく変わつてゐる。法曹の世界を取り巻く周りの世界が非常に大きく変化をして、それが一種黒船のよう、ひしむしと法曹界に迫つてゐるという状況ではないかと思うのですね。

ですから、まさに幕末の日本のように、本当に

から持つていかない、法曹三者といふものはうまくいかないのではないかと思いますので、ぜひこの点、頑張っていただきたいということを述べさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でござります。

最初に、司法修習期間の短縮の問題についてお伺いいたします。

○笹川委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でござります。

今回の裁判所法改正の中心が、修習期間を二年を一年半にすること、そして、これに至る経過の中で、昨年の法曹三者の合意の中心点の一つがこの修習期間をどうするかという問題であつたことは、もうある述べることもない明らかな事実です。

最高裁は一年というのを提起し続けてきました。

弁連の方は現行二年を維持することを主張し続

け、大変激しい論争が続いた。その結果として、

一年六月で合意がなされたわけです。

先ほど当委員会へ参考人として招致をいたしま

した日弁連の寺井事務総長からは、これは苦渋の

選択であったという言葉が吐かれました。また、

日弁連として改革協議会の結論を厳粛に受け入れ

ざるを得なかつたという言葉も述べられたわけで

あります。そして、これが限度だ、これ以上短縮

することは認められないということはつきりと述べられたわけであります。

先日、七日の当委員会の質疑でも、同僚委員か

らこの問題が再三四質問をされました。法務省

からは、今回の法改正を将来一年にするワシス

テップだと考えたわけではないという御答弁、法

務大臣からは、一年半がすばらしい制度だ、これ

で堅持すべきだという御答弁もいただきました。

そこで、さらにそれを確認するということもな

んですが、昨年十月二十八日の法曹三者協議会の

合意書 法律家の皆さんですか、文章には大変

厳しくシビアに解釈等に当たられているわけであ

りますから確認をしたいと思うのですが、その合意書の第一、今回は千人程度への増加であります

が、「その後の司法試験合格者の年間千五百人程度への増加とこれを図る上での問題点について」

という表題であります。

そこで、る述べられている中、その後の修習の内

容や方法の改善、司法修習生の受け入れ態勢、

弁護士に対する需要を含む社会的法的ニーズの動

向等について調査及び検討を加えていく必要があ

るとの点で認識が一致した。そこで、上記の点に

つて、法曹三者は、今後の問題として、いろいろ

調査検討を継続して、今回の改正が実現されて

実施される新しい制度のもとでの司法試験並びに

司法修習の三期目の司法修習終了後に、その結果

を取りまとめた上で、三者協議会において協議す

ることとする。こうまとめられているわけであります。

そこで、最初に法務省に確認的にお伺いしたい

のですが、この合意、今後の問題です。今回の法

改正が成立した後の問題で、三期目の修習終了後

に三者協議が行われるときの問題であります。

この合意をまとめて、素直に読みますと、今後

行われる法曹三者協議では、修習期間について

は、特に短縮問題については協議の対象からは外

す、増員については、千五百人への増加、問題点

については協議するわけですが、再短縮、さらなる

短縮については協議の対象にはしないという意味

だと私は読み取れるわけであります。そう読み取

み取つてよろしいでしようか。まず、これは法務

省の方から御答弁をお願いします。

○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘の千五百人

体制の問題でござりますけれども、これにつきま

しては、千人体制の一・五倍でございますので、

その点では人数もかなり多くなります。それで、

違った問題はいろいろ出てくるかもしれない、ま

た、修習のあり方をどうするか、そういう議論も

出てくるかもしれません。

そういうことで、そういう議論は検討をせざるを得ませんが、法務当局といたしましては、修習

を得ませんが、法務省からお話を伺ったところ

で、今回どうするかを合意したのです。この文章の第二のところでこの次協議するときはほど

うするか、そういう二段構えの文章、論立てになつているのですね。

それで、私が聞いたのは、第一の、この次の、

四年後ぐらいになるのでしょうか、四年後ぐらい

にになるのでしょうか、そのときの協議について

見出しあるる言つよう、合格者の年間千

五百人程度への増加とこれを図る上での問題点に

ついてという、千五百人すべきかどうかについ

ては論議しようということです、と言葉が並んで

いるわけであります、修習期間については一言

も出でこないわけです、文章上。いいですか。

そうすると、要するに、修習期間問題について

は、今回、一年半で決着だ、そしてこの合意で

は、四年後ぐらいになるのでしょうか、次期協議

のときには論点から外すということを読み取れる

のが、私は法律家としても常識的な読み方なんですかね。そう説んでもいいのでしょう、この文章

を。

○堀籠最高裁判所長官代理者 委員御指摘の、司

法試験合格者の千五百人程度への増加につきまし

ては、現在の二倍の千五百人ということになるわ

けであります、この修習生に対していくかなる形

で修習を実施していくのかという大きな問題があ

ります。この点に関しては、実務修習を中心

とする現在の司法修習の枠組みでそれを実現する

ことができるのかどうかということを初めてお

て、解決すべき事項が多々あるものと考えております。

このようなことからいたしまして、今回の三者

合意では、司法試験合格者の千五百人程度への増

加に関する協議については、修習期間をさらに短

縮するということまでをも想定したものとはなつ

ていないという認識でございます。

○木島委員 要するに、今後は最高裁判所にはそ

う態度をとつていただくことを強く要望しております。

というの、最高裁判所は一年を最初提起した当事

者ですから、今ここで断念するとはつきりと言つ

たことでは気分的には乗つてこないかもしらぬけれど

も、この合意文書はそう読まるを得ない、もう

次の協議のときには提起できないんだということ

を読まるを得ないということを認識していただ

いたいと思うわけであります。

次に、司法試験並びに司法修習の基本理念をど

う考へるかについて、皆さんの認識を問いたいと思うのです。

一九九一年、平成三年二月十九日の、前回の司法試験法改正法案の審議に当たって当委員会で行つた附帯決議、ここには第三項で、これから行われる法曹養成制度等改革協議会の協議においては、現在の司法試験制度、法曹養成制度が果たしてきた役割とその理念を十分尊重しつつ、協議を尽くすことと注文をつけたわけあります。附帯決議でありますから、現在の司法試験制度、法曹養成制度が果たしてきた役割と理念、その具体的な中身は書き込んでおりませんが、これはもう法曹界の常識になつてゐるわけあります。

私もそうですが、現在のこの両制度の理念といふのは、基本的には統一の修習であり、統一の試験である、裁判官と検察官と弁護士にならんとする者について、別々ではなくて、戦前のよくな離ではなくて、統一の修習、そしてさらにつけ加えれば、公平と平等の理念だと考へるわけです。

最初に、そういう理念でいいか、現行司法試験制度、法曹養成制度の基本理念をどう考えるのか、法務省と最高裁の基本認識を順次お伺いしたいと思います。

○下畠葉國務大臣 統一修習は、法曹三者いずれになろうとする者に対しましても同じ研修を行うことでありまして、法曹養成制度における法曹一元とも言えるものと思います。当然、続けてまいります。

○堀篠最高裁判所長官代理者 現行の統一修習の制度は、法曹三者のそれぞれの実務と構造を修得し、かつ他の立場からの事件の見方を学ぶことにより、視野の広さを養い、物事をより客観的かつ公平に見ることができるようになることをその趣旨としていると認識しております。この制度は今後の法曹養成においても維持されるものと理解しているところでございます。

○木島委員 ありがとうございます。ただいま法務大臣の方からは、法曹一元という

言葉も使われました。

戦後発足した、統一試験、統一修習の、現行の司法試験、司法修習制度の理念、統一だ、この理

とも、これは、残念ながら現在でもまだそこまで達してはいないということで、もう少しこの点は検証を続けていく必要があろう、あるいは、条件が満たされたのを努力していくほかないだろう、

うと私は思うのですが、残念ながら、現実には法曹一元の制度は実現されておりません。弁護士経験のある者から裁判官になっていく、これは実現されませんでした。しかし、これは戦後出発の

理想であり、目指すべき目的だったと私は歴史を理解しているわけあります。

そこで改めて、今日の時点で、法曹一元、弁護士経験のある、在野経験のある、国民に近いところにいる法律家が裁判官になることが、国民のための司法をつくる上で非常に大事なんだ、意義があるんだ、そういう趣旨の法曹一元の意義をどう考へているのか。これも法務省と最高裁に順次御

答弁願いたい。

○山崎(潮)政府委員 法曹一元の理念でございま

すけれども、これは、国民の意思を、あるいは国

民の声を司法に反映させるということ、あるいは、広い視野を有する裁判官を得ることができます。

○木島委員 ある、こういう点に特徴がある制度であるという理解をしております。

この議論につきましては、昭和三十七年から九

年にかけました臨時司法制度調査会、ここで議論

がされまして、将来の司法制度の一つの望ましい

あり方であるという結論が出たわけでございま

すが、これを実現するにつきましてはいろいろな条

件があると。その段階ではまだ条件は満たしてい

ないという結論であったわけございます。

その後かなりの年数はたつておりますけれど

も、やはり、現在の法曹人口を前提に、またあ

るいは、弁護士が全国でかなり地域的な偏在をし

ている点、あるいは、弁護士から裁判官になつ

て、また弁護士に戻る、そういうような、弁護士

の方にその素地があるのかどうか。例えば弁護士

事務所の法人化とかそういうような、非常に基盤

がしっかりとあるかどうか、そういうような問

題、いろいろな取り巻く諸条件がござりますけれ

どが相次いだ。私は昭和四十六年に司法修習終了

以降、思想、信条を理由とする裁判官任用拒否な

どが相次いだ。

私は昭和四十六年に司法修習終了

して、まだ弁護士になつておらず、それから検事になつてお

る方がおられますし、裁判所にも三十二名です

か、そういうふうにやつておりますが、今御指摘の点は、方向としては、私どもは一生懸命目指し

て頑張らなくてはならぬところだ、このように思

います。

○木島委員 終わります。

○ 笹川委員長 保坂辰人君。

○保坂委員 杜民党的保坂展人です。

最高裁に伺いたいと思います。

これまで、先般の御答弁で、今回の二年を一年半に短縮された根拠として、主に、裁判所、検察庁においての実務研修の受け入れの体制が不備であるということを言われたと思いますが、予算上の問題、予算が少ないという問題はないのか。それで、司法修習の充実に向けて予算増額要求をなさるおつもりはないのかどうか。ここをお答えいただきたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 最高裁判所といたしましては、司法修習の充実を図るということは必要であると考えております。それに必要な予算であれば要求するという考え方であります。

○保坂委員 続けて伺います。現在の研修所のマキシマム、今一千人なら何とか受け入れられるというようなお話を聞いているのですけれども、これが仮に千五百人だと、施設面、スペースの面、そいつた設備の面での整備も必要となってくると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 司法修習生が千五百人ということになりますと、現在のような修習制度をとっている限り、司法研修所につきましては、施設面での改善ということが必要にならうかというふうに考えております。

○保坂委員 つまり、一千人なら何とか回せるけれども、一千五百人だと根本的な改変が必要だとういうふうにお聞きをしました。

そうなると、先ほどの同僚議員からの確認といふが質問にもあったことなんですが、最高裁の方では、先ほどの答弁あるいは先般の答弁では、一千人体制の結果を踏まえて今後検討すべきことであり、当然に短縮すべしとは考えていないというふうに伺つたわけです。きょうの午前、午後にわたる参考人質疑を踏まえて、この一年半というのもうぎりぎり詰め合ひだらうと私は理解しております。私は当然短縮るべきではない。いいですか、当然短

縮するべきではないというのが私の見解、最高裁

の見解は当然に短縮すべしとは考えていない。こ

の両者の間に相当な違いはありますか。おわかり

ですか。違があるかどうか、あるとしたら具体的にお示しいただきたい。

○堀籠最高裁判所長官代理者 私どもいたしましては、まず千人の修習体制をやってみて、その結果、本当に国民の負託にこなえ得る法曹を育てることができますかどうかということをまずやつてみましょうということを申し上げているのが第一点でございます。

それから、千五百人ということになりますと、司法研修所はともかく、実務修習での受け入れが、現在のようなマンツーマン方式であるとかなり困難になるのではないかとの認識を立つております。そのため、その点の検討も必要になるということでお申し上げておきます。

○保坂委員 もう一回質問なんですが、再質問、よろしいですか。

当然に短縮するべきではないという言葉と当然に短縮すべしとは考えていないという言葉との間に相違はありますか。違う言葉でしようか。違うとしたらどういうふうに違うのかを教えていただけます。

○堀籠最高裁判所長官代理者 私どもが申し上げておりますのは、一年半、千人の体制をやってみて、それで国民の負託にこなえ得る法曹の養成が可能かどうかということを前提にしない限り、千五百人体制での修習期間というものを論ずることはないがなものかということで申し上げているところでございます。

○保坂委員 やつとわかりました。

論することはいかがなものかということを踏まえると、この一年半というのは、これはもう法務大臣も御答弁いただきたいと思います。

○下稻葉国務大臣 お話しのとおり、質を落とす気持ちはもう全然ございませんし、むしろ質を上げなければいけない。幸いにして、本年度は三万名を超す受験者もあるということですから、立派な法曹の候補者が出てくるのじやないだろうか。

期間の問題はもうおっしゃるとおりでございま

今回の、いずれ千五百人体制ということを言わ

れながら、これらの結論を導く上で、これは法学教育の現場の大学の関係者の意見も聞き、あるいは広く市民の声も聞き、そして法曹二者の合意を得るよう努力するおつもりがあるかどうかということと、もう一つなんですかとも、選択科目が削られたわけですね。この議論も参考人質疑でございました。最低限、修習生受け入れの際に、削られた部分をきつちりフォローするということに力を尽くすおつもりがあるかどうか、この二つをお願いします。

○山崎(潮)政府委員 司法制度の改革、大変重要なことでござります。法曹三者はもちろん、幅広く国民から意見を聞くべきではないかとの認識を立つております。法曹三者はもちろん、幅広く国民から意見を聞くべきではない、あるいは大学も含めて、そこにはなければならない、あるいは大学も含めて、そういう視点できちっとやっていきたいと思いま

す。また、今、司法試験の科目の問題でござりますけれども、これは具体的には最高裁の方の教官会議で決めますけれども、私どもとしましても、その分を研修所できちっと教えていく、そういう認識であります。

まだ、今、司法試験の科目の問題でござりますけれども、これは具体的には最高裁の方の教官会議で決めますけれども、私どもとしましても、その分を研修所できちっと教えていく、そういう認識であります。

○保坂委員 それは、最後に法務大臣、今後、日本の将来にかかる大きな改革の中での当委員会での議論を踏まえて、養成の質を落とさないというところで、懸命の今後の努力を約束していただきたい。また、この一年半といふの御答弁いただきたいと思います。

○下稻葉国務大臣 お話しのとおり、質を落とす気持ちはもう全然ございませんし、むしろ質を上げなければいけない。幸いにして、本年度は三万名を超す受験者もあるということですから、立派な法曹の候補者が出てくるのじやないだろうか。

期間の問題はもうおっしゃるとおりでございま

ということにして、できれば最高裁の方も堂々と予算請求をしていただいて、人的、施設の面で

も、これは大事なことですから、きつちり整備を

して、できる限り多様なニーズに合った修習のあ

り方、法曹養成のシステムを再構築していただきたいということを改めて要望をして、私の質問を終わります。

○笹川委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○笹川委員長 これより両案に対する討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笹川委員長 起立総員。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、司法試験法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笹川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、司法試験法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笹川委員長 この際、ただいま議決いたしました

た両案に対し、八代英太君外七名から、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党、日本共产党、社会民主党・市民連合、新党さきがけ及び 笹山登生君の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提案者から趣旨の説明を聴取いたします。北村哲男君。

○北村(哲)委員 ただいま議題となりました附

決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

法試験法の一部を改正する法律案及び司

## る附帯決議（案）

法曹三者は、司法試験制度及び法曹養成制度の在り方について、次の事項に十分に配慮すべきである。

一、いわゆる合格枠制の見直しを含め法曹の選抜及び養成の在り方、将来必要とする法曹人口等について、大学関係者等との十分な意見交換も含めて総合的に検討を加え、法曹三者間で合意を得るよう努めること。

二、司法修習生の修習について、統一修習の制度を維持しながら、法曹としての識見、法曹倫理等に関する教育の充実を図るようにする

こと。また、修習生受け入れ態勢の一層の整備をはかり、試験から廃止された法律選択科目の研修に配意すること。

三、法曹資格取得後の継続教育を充実強化するとともに、法曹三者による合同研修を行うことを検討し、また、将来の課題として、研修弁護士制度等について検討すること。

四、社会の高度化、複雑多様化、国際化等の進展に伴い、増加すると予想される国民の法的ニーズに対応できるよう、今後とも必要とされる裁判官及び検察官の増員並びに法律扶助制度等の司法の制度的基盤の整備充実に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○ 笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○ 笹川委員長 起立総員。よって、本動議のとり附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。下稻葉法務大臣。

○ 下稻葉法務大臣 ただいま可決されました附帯

決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。  
また、最高裁判所及び日本弁護士連合会にも本附帯決議の趣旨を伝えないと存じます。

○ 笹川委員長 お詫びいたします。  
ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○ 笹川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十分散会